



山梨県南アルプス市

文化財年報

— 平成21年度 —

2010. 3

南アルプス市教育委員会 文化財課



はじめに

本年度、鋳物師屋遺跡出土の重要文化財「円錐形土偶」と「人体文様付有孔罌付土器」2点が、イギリス大英博物館で開催された文化庁海外展「THE POWER OF DOGU」に日本代表チームの一員として出張して参りました。帰国後も東京国立博物館で行われた帰国記念展「国宝・土偶展」に展示され、イギリスでは約67,000人、東京では約128,000人もの方々に見ていただくことができました。鋳物師屋遺跡に象徴されるような深く豊かな歴史を有する南アルプス市に住むことを、市民としてとても誇らしく感じます。

平成21年度、私どもが取り組んだ小中学校での授業等、教育普及事業は175件、のべ参加人数は7871人。平成20年度比は件数で約28%増、人数で約10%増となり、順調に右肩上がりを続けています。市の教育現場に私どもの活動がいよいよ浸透してきたものとうれしく認識しています。今後も惰性に陥ることなく、常に新鮮なコンテンツや、新たな授業提案を行って参ります。

一方で、職員の増員が見込めない中、我々の成すべき事業量に鑑み、今後はさらに効率的な発信方法について研究する必要性を感じます。本年度は市の大規模なイベントである「南アルプスフルーツ山麓フェスティバル」に出展しPRや教育普及活動を行うなど、新たな試みを行った一方、情報発信については市広報の連載「ふるさとの誇り」こそ、ほぼ毎月掲載したものの、メールマガジンの連載を隔週から月1回とし、かつては毎月製作していたCATVの番組「ふるさと歴史探訪」も年2回の製作となってしまいました。

埋蔵文化財については、平成19年度をピークとして、有無照案件数、民間の開発行為等に先立つ届出件数ともに減少傾向が続いており、昨今のわが国の経済状況が反映されます。このような中において、本年度は昨年度から継続される「曾根遺跡」に加え、古代「八田牧」の東縁を画す可能性のある「坂上・姥神遺跡」、確認調査として「後田堰取水口堤防跡」において発掘調査が実施され、市の新たな歴史が明らかとなりました。

国指定史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」保存整備事業

については、本年度も用地の公有地化が継続されました。来る22年度はこれに加え、懸案の「保存管理計画」の策定に向け具体的に動き出すこととなります。

一般文化財のなかでは、特に市指定文化財「江原浅間神社本殿」の保存修復事業が行われ、併せて彫刻・絵画・棟札等の総合的な調査を行いました。

「重要文化財安藤家住宅」は、山梨県から市に移管二年目、地域文化発信の拠点として多彩なイベントを企画し、本年度はこの素敵な空間に6000人を超える方々をご案内することができました。

そして、平成21年度の大きなトピックとして、私どもがこれまで少しずつ整備を進めてきた「ふるさと文化伝承館」がいよいよ一般公開の運びとなりました。既存の施設を少しずつ改修整備してきたため「手作り感（つぎはぎ感?）」は否めませんが、新たな南アルプス文化の発信拠点として大切に育てていきたいと考えています。本年度はこれをサポートする新たなスタッフ4名がその大切な船出の年を本当に積極的に支えてくれました。一方でその雇用形態は、各方面のご努力により緊急経済対策（県緊急雇用創出事業）制度によってなんとか確保していただいたものであるため、原則として本年度のスタッフを平成22年度に継続雇用することはできません。多くの方々に伝承館の運営に関わっていただけるという前向きな見方もできる一方、平成22年度も同様の雇用形態となり、施設を発展させる上でやはりこれは課題といえます。しかしこのような時代を迎え、文化施設はどこも課題を抱え模索しているはずです。そのような時代にあって船出した伝承館の運営に、様々な工夫や新たな発想が求められるのは当たり前なのかもしれません。

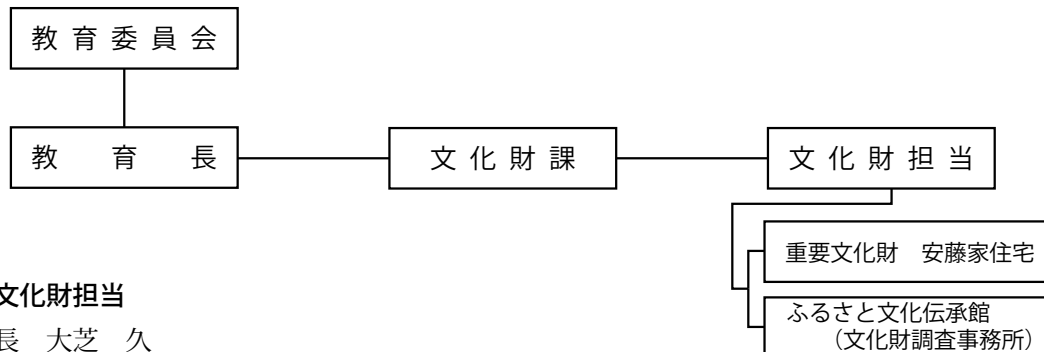
平成19年度以降この欄の結びは、「曲がり角」、「暗中模索」、「転換期」といった言葉が並びます。現在、我々はやはりまだ長い長いカーブの只中を走っている気がいたします。このカーブを抜けるのはいつなのか、それまで我々が踏みとどまることができるのか。毎年その真価が試されているのだと思います。

目次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1章 | 思いはひとつ！文化財関係組織 | 1 |
| 第2章 | みんなに知ってほしいから 教育普及事業 | 2 |
| 第1節 | 講座等 | 2 |
| 第2節 | 新聞報道等 | 7 |
| 第3節 | 展示・放送番組作成等広報活動 | 8 |
| 第3章 | すぐそこにある歴史 一般文化財 | 10 |
| 第1節 | 一般文化財保護事業 | 10 |
| 第2節 | 平成21年度中の異動（現状変更等） | 12 |
| 第3節 | その他事業 | 12 |
| 第4章 | 足もとに眠る歴史 埋蔵文化財 | 13 |
| 第1節 | 埋蔵文化財統計 | 13 |
| 第2節 | 史跡整備事業 | 14 |
| 第3節 | おもな発掘調査・分布調査の概要 | 14 |
| 第4節 | 埋蔵文化財保存活用整備事業 | 15 |
| 第5章 | きて、みて、かんじて！ふるさと文化伝承館 | 17 |
| 第1節 | 施設の概要 | 17 |
| 第2節 | 運営・活用事業 | 18 |
| 第3節 | 入館者数の推移 | 20 |
| 第6章 | 江戸時代にタイムスリップ！重要文化財安藤家住宅 | 21 |
| 第1節 | 施設の概要 | 21 |
| 第2節 | 管理・運営・活用事業 | 21 |
| 第3節 | 入館者数の推移 | 23 |
| 付編1 | 指定・登録文化財一覧 | 24 |
| 付編2 | 市文化財関係例規 | 25 |

第1章 思いはひとつ! 文化財関係組織

平成 21 年度



文化財課 文化財担当

文化財課長 大芝 久

課長補佐／文化財担当リーダー 横内広記

文化財担当 田中大輔 矢野晴代 斎藤秀樹 保阪太一

文化財サポートスタッフ：(重要文化財安藤家住宅) 名取美子 西川房子

：(ふるさと文化伝承館) 一瀬 等 三枝佐枝子 中村 武 西 幸子

(組織沿革)

平成 15 年 4 月 1 日 教育委員会生涯学習課文化財担当が市町村合併により発足

平成 17 年 4 月 1 日 機構改革により生涯学習課から分離し文化財課となる

平成 18 年 4 月 1 日 人事異動により担当者 1 名増員

平成 20 年 4 月 1 日 これまで指定管理者として管理公開してきた重要文化財安藤家住宅が県から市へ移管される。

平成 21 年 6 月 13 日 ふるさと文化伝承館が文化財課の所管施設としてリニューアルオープン。

○南アルプス市教育委員会事務局組織規則（文化財課 文化財担当）

平成 17 年 2 月 24 日 教育委員会規則第 4 号

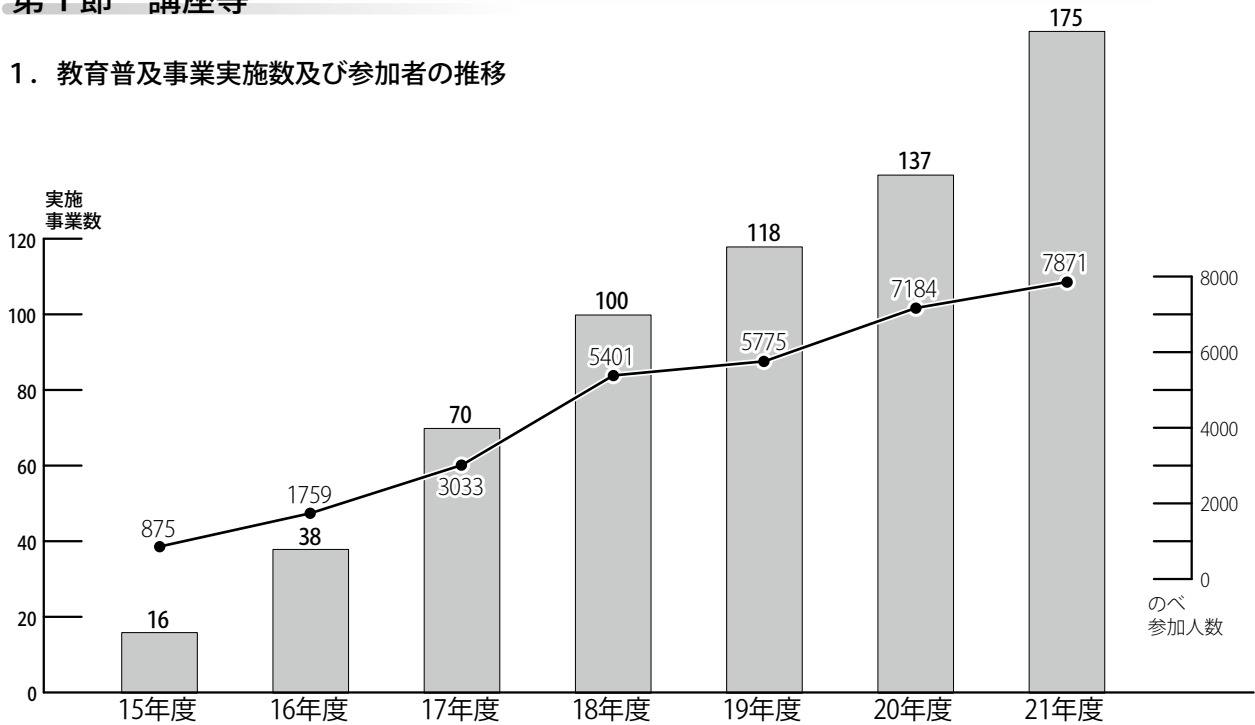
改正：平成 20 年 3 月 27 日教育委員会規則第 8 号

- (1) 文化財の保護及び保存に関すること。
- (2) 文化財保護審議会及び関係機関の会議に関すること。
- (3) 名勝天然記念物の保護及び保存に関すること。
- (4) 地域民俗行事を含めた民俗文化財、無形文化財の保護及び保存に関すること。
- (5) 登録有形文化財、登録記念物に関すること。
- (6) 文化財の補助金及び管理報償金に関すること。
- (7) 文化財の指定、指定解除、権利等の調整及び告示に関すること。
- (8) 指定文化財の管理、環境保全及び標識設置に関すること。
- (9) 文化財関係の条例及び教育委員会規則の制定改廃に関すること。
- (10) 名勝天然記念物の現状変更に関すること。
- (11) 文化財保存、愛護団体の連絡調整に関すること。
- (12) 南アルプス市安藤家住宅に関すること。
- (13) 山梨県その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (14) 埋蔵文化財の保護及び保存に関すること。
- (15) 史跡の保護及び保存に関すること。
- (16) 開発行為等における埋蔵文化財の取扱に係る調整事務に関すること。
- (17) 文化財収納保管施設の管理及び運営に関すること。
- (18) 文化財の活用及び啓発普及に関すること。
- (19) ふるさと文化伝承館に関すること。
- (20) 文化財の調査研究に関すること。

第2章 みんなに知ってほしいから 教育普及事業

第1節 講座等

1. 教育普及事業実施数及び参加者の推移



2. 平成21年度実施事業一覧

4月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|------------|-----------------|-----|----------------------|
| 15 | ふるさとふれあい講座 | 西落合にしのかほ若返る会 | 40人 | 県内、市内の史跡めぐり |
| 16 | 修学旅行事前学習 | 若草小学校6年生 | 91人 | 南アルプス市の中の鎌倉をさがそう(講義) |
| 20 | 歴史とはなにか? | 豊小学校6年生 | 61人 | 歴史学習の導入として土器と調理の話 |
| 20 | 縄文コースター作り | デイケア よりあいどころキララ | 10人 | 縄文のアンギン編みでコースター作り |
| 22 | 修学旅行事前学習 | 若草小学校6年1組 | 31人 | 南アルプス市の中の鎌倉をさがそう(臨地) |
| 23 | 修学旅行事前学習 | 若草小学校6年2組 | 32人 | 南アルプス市の中の鎌倉をさがそう(臨地) |
| 24 | 修学旅行事前学習 | 若草小学校6年3組 | 31人 | 南アルプス市の中の鎌倉をさがそう(臨地) |
| 28 | まちたんけん | 落合小学校3年生 | 29人 | 落合地区と伝承館 |

5月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|--------------|------------------------------|-----|------------------------|
| 1 | 修学旅行事前学習 | 櫛形北小学校6年生 | 46人 | 鎌倉と南アルプス市 |
| 7 | 安藤家と伝承館の学習 | 櫛形北小学校3年生 | 40人 | 古民家体験 |
| 13 | 社会科研究会 | 市内教諭 | 15人 | 縄文授業模擬授業 |
| 15 | 社会科見学 | 櫛形西小学校6年生 | 16人 | 伝承館見学および体験学習 |
| 15 | 視察研修 | 市議会文教委員 | 6人 | 市内の史跡等 |
| 18 | 視察研修 | 姉妹都市クインビアン市(オーストラリア)市長と訪問団視察 | 13人 | 安藤家古民家体験 |
| 19 | とびだせたんけんたい1 | 大明小学校2年生 | 42人 | 生活科 地域めぐり 清水八幡神社、独鈷の井戸 |
| 19 | 体験学習 | 芦安小学校6年生 | 11人 | 土器の復元体験等 |
| 20 | 第1回施設再見ツアー | 生涯学習課公募の一般 | 15人 | 安藤家や伝承館の見学 |
| 23 | 市内史跡めぐり | 藤田寿会郷土研究部 | 30人 | 戦争遺跡と御勅使川 |
| 25 | 南アルプス市の郷土史II | アパート経営者防犯連絡協議会 | 35人 | 甲西地区の歴史と弘法大師伝説 |
| 26 | とびだせたんけんたい2 | 大明小学校2年生 | 42人 | 生活科 地域めぐり 古長禅寺 |
| 26 | 安藤家住宅の学習 | 南湖小学校3年生 | 57人 | 古民家体験 |
| 26 | 縄文時代の人々 | 櫛形北小学校6年生 | 46人 | 縄文～古墳の社会科見学事前学習 |
| 26 | 社会科見学 | 櫛形北小学校3年生 | 41人 | 芦安・白根地区の文化財めぐり |
| 28 | 社会科見学 | 白根東小学校6年生 | 61人 | 風土記の丘～市内の古墳と遺跡 |

6月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|------------|---------------------|-----|-------------------|
| 1 | 遺跡・古墳めぐり | 橿形西小学校6年生 | 16人 | 市内の遺跡・古墳めぐり |
| 3 | 修学旅行事前学習 | 芦安小学校6年生 | 11人 | 鎌倉時代の建築 |
| 3 | 社会科研究会 | 市内教諭 | 15人 | ロタコと鎌倉資料提供 |
| 3 | 安藤家住宅の学習 | 南湖小学校2年生 | 38人 | 古民家体験 |
| 4 | 縄文～古墳時代の学習 | 豊小学校6年生 | 60人 | 市内の縄文～古墳時代の歴史について |
| 4 | 縄文体験授業 | 南湖小学校6年生 | 64人 | 事前学習/粘土作り |
| 5 | 縄文体験授業 | 南湖小学校6年生 | 64人 | せいけい |
| 11 | 研修会 | ことぶき勤学院中巨摩1・2年生 | 40人 | 峡西地方の史跡と文化財 |
| 18 | 地域の歴史講座 | 白根百田小学校6年生 | 48人 | 縄文～平安時代の学習 |
| 21 | 甲西地区公民館事業 | 一般 | 30人 | 弘法大師ゆかりの史跡を歩く1 |
| 21 | 社会科見学 | 橿形北小学校3年生 | 41人 | 橿形・甲西地区の文化財めぐり |
| 24 | 安藤家住宅の学習 | 田富地区地域と教育研究会 | 26人 | 古民家体験 |
| 24 | 水とひとの歴史 | 甲西地区教諭 副読本研究サークル | 8人 | 落合地区と天井川 |
| 26 | 水とひとの歴史 | 落合小学校4年生と保護者 | 72人 | 落合地区と天井川(授業参観) |
| 29 | 史跡めぐり | 橿形北小学校6年生 | 46人 | 古墳群見学、伝承館で体験学習 |

7月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|----------|------------|------|----------------------------|
| 1 | 芦安文化財講座 | 芦安小教諭 | 8人 | 芦安の文化財講座 |
| 2 | 市内めぐり | 小笠原小学校3年生 | 119人 | 事前授業 |
| 8 | 市内めぐり | 小笠原小学校3年生 | 119人 | 現地見学 |
| 9 | 発掘調査体験学習 | 芦安小学校5・6年生 | 13人 | 坂ノ上姥神遺跡の発掘体験 |
| 16 | 縄文体験授業 | 南湖小学校6年生 | 64人 | 土器焼き |
| 25 | 伝承館で夏祭り | 一般 | 400人 | 縄文体験イベント |
| 25 | 伝承館の活用 | 六科地区育成会役員 | 15人 | 伝承館の視察 |
| 30 | 山梨県校長研修会 | 県校長会 | 90人 | 南アルプス市と甲斐源氏～地域素材を生かした教育実践～ |
| 31 | 社会科研究会 | 市内教諭 | 13人 | 弘法大師ゆかりの史跡と安藤家研修 |



ホンモノに触れてみる



8月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|------------------|-----------------------|-----|---------------------|
| 1 | 六科地区育成会役員向け講習会 | 六科地区育成会役員 | 12人 | 体験学習の講師養成 |
| 3 | 社会科見学 | 芦安中学校1年生 | 4人 | 御勅使川治水史跡(現地) |
| 6 | 社会科見学事前研修 | 百田小教諭 | 2人 | 御勅使川・釜無川の治水現地研修事前視察 |
| 7 | 八田・百田小社会科副読本研究 | 市内教諭 | 10人 | 伝承館周辺の文化財研修 |
| 7 | 現地研修 | 甲西地区教諭副読本研究サークル | 6人 | 徳島堰 |
| 7 | 夏季教研 | 若草地区教諭 | 21人 | 御勅使川ゆかりの史跡 |
| 7 | 現地研修 | 橿形地区教諭 「地域を知る」研究会 | 9人 | 甲斐源氏の講座と現地見学 |
| 7 | 夏季研修会 | 社会科研究会 | 40人 | 御勅使川扇状地末端の遺跡と十日市 |
| 8 | JC グリーンスクール | 南アルプス JC 公募の児童 | 30人 | 石鏝・土偶作りと狩猟体験 |
| 10 | 中巨摩地区教頭会研修 | 中巨摩地区教頭会 | 50人 | 御勅使川・釜無川治水・利水講座 |
| 12 | 社会科研究会夏季研修 | 市内教諭 | 10人 | 伝承館・八田地区文化財研修 |
| 12 | 新赴任教職員研修会 | 南アルプス市新赴任教職員 視察研修会 | 35人 | 安藤家古民家体験 |
| 21 | 「地域と教育」研究会 | 市内教諭(中巨摩教育協議会) | 30人 | 伝承館体験学習体験 |
| 21 | 縄文体験教室 | 若草地区教諭 | 21人 | 縄文のアンギン編み、拓本、火起こし |
| 23 | 六科区青少年育成会夏休みイベント | 六科区育成会 | 80人 | 伝承館で縄文時代体験学習 |
| 31 | 鎌倉学習 | 南湖小学校6年生 | 64人 | 南アルプス市と鎌倉(事前) |

9月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|--------------|---------------|-----|-----------------------|
| 1 | 鎌倉学習 | 南湖小学校6年生 | 64人 | 南アルプス市と鎌倉（現地） |
| 4 | 視察研修 | 市議会文教委員 | 6人 | 安藤家住宅の見学 |
| 8 | 新任職員研修会 | 市新任職員研修会 | 8人 | 市内の文化財講義・見学／安藤家古民家体験等 |
| 16 | 小笠原地区分館研修 | 一般 | 50人 | 弘法大師ゆかりの史跡めぐり |
| 18 | 研修会 | 岩崎第3出荷組合（甲州市） | 22人 | 安藤家古民家体験 |
| 25 | 市内の鎌倉を知ろう | 櫛形西小学校6年生 | 16人 | 事前学習と現地見学 |
| 29 | 弘法大師伝説と市内の遺跡 | 鮎沢老人クラブ | 35人 | 弘法大師伝説と市内の遺跡、文化財講座 |

10月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|-----------------|---------------|------|------------------------|
| 3 | 安藤家で秋祭り | 一般 | 295人 | 古民家体験、むかしの道具体験など |
| 4 | 語り部とあるくふるさとの文化財 | 一般 | 50人 | 御勅使川ゆかりの史跡めぐり |
| 6 | 社会科見学 | 中央市田富南小学校4年生 | 51人 | かすみ堤～信玄堤～御勅使川（事前） |
| 7 | 社会科見学の事前学習 | 西嶋・静川・原小学校4年生 | 31人 | 御勅使川・釜無川の治水学習 |
| 9 | 社会科見学 | 田富南小学校4年生 | 51人 | かすみ堤～信玄堤～御勅使川（現地） |
| 15 | 御勅使川・釜無川の史跡見学 | 西嶋・静川・原小学校4年生 | 31人 | 石積出・将棋頭現地見学 |
| 19 | 安藤家住宅の学習 | 甲府市伊勢小学校4年生 | 76人 | 古民家体験 |
| 20 | 社会科見学 | 大明小学校4年生 | 65人 | 甲西地区～徳島堰（事前） |
| 22 | 社会科見学 | 大明小学校4年生 | 65人 | 甲西地区～徳島堰（現地） |
| 24 | 上半期遺跡調査発表会 | 一般 | 80人 | 後田堰取水口堤防跡の調査成果報告 |
| 27 | 研修会 | 松里公民館 | 25人 | 安藤家古民家体験 |
| 27 | 社会科見学 | 白根百田小学校4年生 | 69人 | 御勅使川・徳島堰の治水・利水学習（事前学習） |
| 27 | 社会科見学の事前学習 | 小笠原小学校4年生 | 110人 | 御勅使川～信玄堤 |
| 28 | 昔の道具体験学習 | 八田小学校4年生 | 91人 | 伝承館で米作りの農具体験 |
| 30 | 社会科見学 | 小笠原小学校4年生 | 110人 | 御勅使川～信玄堤 |
| 30 | 研修会 | 朝日老人大学 | 20人 | 安藤家古民家体験 |
| 31 | 研修会 | 大里推進協議会 | 37人 | 安藤家古民家体験 |



いろんなところへ行ってみる

11月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|----------------------------|--------------------|------|--------------------|
| 2 | 伝承館で体験学習 | 白根百田小学校6年生 | 50人 | 伝承館見学・体験学習 |
| 4 | 十日市の歴史 | 若草中学校1年4組 | 32人 | 研究授業 |
| 6 | 市文化財研修 | ことぶき勸学院OB会 | 20人 | 伝承館の見学 |
| 6 | 社会科見学 | 源小学校4年生 | 22人 | 御勅使川の治水・利水学習史跡(現地) |
| 7 | 市内文化財講座 | NPOいやしの里 | 20人 | 市内の文化財めぐり |
| 9 | 伊勢南二第一自治会市文化財研修 | 伊勢南二第一自治会婦人部 | 17人 | 伝承館の見学 |
| 10 | 社会科見学 | 小笠原小学校4年生 | 110人 | 御勅使川～信玄堤 |
| 11 | 社会科見学 | 昭和町常永小学校4年生 | 53人 | 御勅使川～信玄堤 |
| 11 | 研修会 | 甲府市新紺屋地区文化協会史跡部 | 31人 | 戦争遺跡口タコの見学 |
| 13 | 臨地研修会 | ライオンズ郷土研究部 | 16人 | 伝承館・谷戸城(北杜市) |
| 14 | 芦安地区教育を語る会 | 芦安地区小中学校関係者 | 50人 | 市と芦安地区の文化財 |
| 18 | 研修会 | 高根町郷土研究部 | 24人 | 安藤家古民家体験 |
| 18 | 縄文～古墳時代の現地学習 | 豊小学校6年生 | 60人 | 古墳群と伝承館で体験 |
| 19 | 社会科見学 | 白根東小学校3年生 | 64人 | 安藤家古民家体験 |
| 21 | 弘法大師ゆかりの史跡を歩く | 一般 | 30人 | 弘法大師伝説ゆかりの史跡めぐり |
| 25 | 研修会 | 甲西地区教諭副読本研究サークル | 8人 | 甲斐源氏と小笠原氏の歴史 |
| 25 | 社会科副読本研究現地研修 | 市内教諭 | 10人 | 市内砂防施設現地研修 |
| 26 | 社会科見学事前学習 | 落合小学校4年生 | 37人 | 御勅使川の治水と利水 |
| 26 | 昔の食を学ぼう | 南アルプス子どもの村小学校1～4年生 | 10人 | 伝承館で昔の食体験 |
| 27 | ふるさと南アルプス市について学ぶ～歴史・自然・文化～ | 白根御勅使中学校1年生 | 72人 | 県内めぐり事前学習 |
| 27 | 社会科見学 | 落合小学校4年生 | 37人 | 御勅使川の治水と利水 |
| 27 | 遺跡を学ぼう | きのくに子どもの村小学校1～4年生 | 9人 | 試掘調査現場の見学 |
| 27 | 安藤家住宅の学習 | 櫛形西小学校4年生 | 20人 | 古民家体験 |
| 28 | 市内文化財講座 | NPOいやしの里 | 25人 | 市内文化財研修 |

12月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|---------------|--------------------|------|--------------|
| 1 | 御勅使川の治水・利水学習1 | 八田小学校4年生 | 30人 | 史跡現地見学 |
| 1 | 縄文～古墳時代の事前学習 | 小笠原小学校6年生 | 106人 | 市内遺跡・古墳群の学習 |
| 2 | 御勅使川の治水・利水学習2 | 八田小学校4年生 | 30人 | 史跡現地見学 |
| 2 | 縄文～古墳時代の現地学習 | 小笠原小学校6年生 | 106人 | 古墳群と伝承館見学 |
| 4 | 社会科見学 | 八田小学校4年生 | 31人 | 御勅使川の治水・利水学習 |
| 5 | 百々地区公民館講座 | 一般 | 25人 | 御勅使川の治水と利水 |
| 9 | 昔の食を学ぼう2 | 南アルプス子どもの村小学校1～4年生 | 9人 | 土器作り教室 |
| 9 | 縄文体験1 | 小笠原小学校6年生 | 106人 | 土器作り |
| 10 | 身近な地域学習 | 甲西中学校1年1組 | 36人 | 古長禅寺等 |
| 14 | 身近な地域学習 | 甲西中学校1年4組 | 36人 | 古長禅寺等 |
| 16 | 身近な地域学習 | 甲西中学校1年2・3組 | 69人 | 古長禅寺等 |
| 17 | 縄文体験1 | 櫛形西小学校6年生 | 16人 | 土器作り |
| 18 | 社会科見学 | 芦安小学校4年生 | 9人 | 徳島堰の学習 |
| 21 | 縄文体験1 | 櫛形北小学校6年生 | 46人 | 粘土づくり |
| 22 | 縄文体験2 | 櫛形北小学校6年生 | 46人 | 土器造り |



みて、さわって体験しよう

1月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|-----------------|---------------------|------|---------------------|
| 14 | 文化財ツアーガイド養成講座 1 | 一般 | 10人 | 文化財ガイド養成 御勅使川周辺の文化財 |
| 15 | 縄文体験 2 | 小笠原小学校 6年生 | 106人 | 土器焼きと縄文料理体験 |
| 17 | 現地研修会 | 南房総・平和をつくる会 | 16人 | 戦争遺跡ロタコと南アルプス市の取り組み |
| 20 | 八田地区郷土研究部講座 | 市郷土研究部 | 40人 | 地区文化財講座 (御勅使川の治水) |
| 21 | 社会を支えた石の技術 | 一般 | 110人 | 治水工事における石積みの講座 |
| 21 | 縄文体験教室 | 櫛形北小学校 6年生 | 46人 | 土器焼きと縄文料理体験 |
| 23 | ちびっこボランティアスクール | 市内児童 | 25人 | トイレから見る昔の暮らし |
| 25 | 御勅使川の歴史 | 南アルプス子どもの村小学校 1～4年生 | 11人 | 御勅使川の治水 |
| 26 | 市内の文化財・歴史を学ぶ | 芦安小 6年生 | 11人 | 土器づくり |
| 27 | 施設見学 | 百田小学校 3年生 | 59人 | 伝承館見学 |
| 31 | 縄文王国イベント | 一般 | 40人 | 博物館めぐりバスツアー |

2月

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|-----------------|--------------------|------|----------------------------|
| 2 | 社会科見学事前学習 | 若草小学校 4年生 | 84人 | 徳島堰 |
| 2 | 安藤家住宅の学習 | 白根東小学校 3年生 | 66人 | 古民家体験 |
| 3 | 昔の食を学ぼう 3 | きのくに子どもの村小学校 1～4年生 | 11人 | 土器焼き、縄文体験 |
| 3 | 若草地区問題別研究会 | 若草地区教諭 | 25人 | 十日市の歴史 |
| 4 | 文化財ツアーガイド養成講座 2 | 一般 | 10人 | 文化財ガイド養成 御勅使川周辺の文化財 |
| 5 | 社会科見学 | 若草小学校 4年生 | 84人 | 徳島堰 |
| 7 | 社会を支えた石の技術 | 一般 | 100人 | 治水工事における石積みの講座 |
| 9 | 山梨の歴史・南アルプス市の歴史 | 若草中学校 1年生 | 161人 | 県内めぐり事前学習 |
| 9 | 市内めぐり | 若草小学校 3年生 | 81人 | 伝承館と安藤家住宅、三恵の大ケヤキ |
| 10 | 御勅使川～信玄堤 | 豊小学校 4年生 | 59人 | 事前学習 |
| 12 | 施設めぐり | 南湖小学校 3年生 | 55人 | 伝承館体験 |
| 12 | 御勅使川の治水・利水学習 | 白根東小 4年生 | 79人 | 事前学習 |
| 15 | 御勅使川～信玄堤 | 豊小学校 4年生 | 59人 | 現地見学 |
| 18 | 甲斐源氏と鎌倉の学習 | 豊小学校 5年生 | 64人 | 鎌倉事前学習 (教室) |
| 18 | 御勅使川の治水・利水学習 | 白根東小 4年生 | 79人 | 現地見学 |
| 18 | 南アルプス市文化財課のとりくみ | 山梨県教育事務所 所長・副所長会 | 7人 | 研修会と伝承館見学 |
| 19 | 若草地区公民館事業 | 地区公民館募集の一般 | 35人 | 若草地区 2300年の歴史と十日市 |
| 22 | 修学旅行事前学習 | 豊小学校 5年生 | 64人 | 甲斐源氏と鎌倉の学習 (現地) |
| 22 | 縄文～平安時代の学習 | 芦安小学校 5・6年生 | 12人 | 伝承館で見学・体験 |
| 23 | 縄文体験 | 芦安小学校 5・6年生 | 12人 | 土器焼き |
| 23 | 施設めぐり | 大明小学校 3年生 | 37人 | 伝承館 |
| 25 | 地域学習 | 白根巨摩中学校 1年 | 55人 | 南アルプス市と甲斐源氏 |
| 25 | 文化財ツアーガイド養成講座 3 | 一般 | 7人 | ガイド実践研修 |
| 26 | 施設めぐり | 源小学校 3年生 | 28人 | 伝承館 |
| 27 | あつまれふえふきっ子 (冬) | 笛吹市教育委員会募集の小学生親子 | 30人 | ロタコの見学 やまなしけんでもせんそうがあつたんだよ |
| 27 | 文化財ツアーガイド養成講座 4 | 一般 | 25人 | 御勅使川史跡ツアー実践 |



すてきなふるさとをご案内



3月

これ、な〜なんだ??

| 日付 | 事業名 | 対象 | 人数 | 内容 |
|----|----------------|------------|-----|------------------|
| 1 | 社会科見学 | 若草南小学校3年生 | 35人 | 伝承館／安藤家 |
| 2 | 縄文体験 | 櫛形西小6年 | 13人 | 土器焼きと縄文料理体験 |
| 3 | 飯野地区生涯学習講座 | 一般 | 25人 | 飯野村のルーツと水の歴史について |
| 3 | 地域学習 | 白根巨摩 中学校1年 | 55人 | 法善寺の現地学習 |
| 5 | 社会科見学 | 白根東小学校5年生 | 63人 | 甲斐源氏の歴史（事前） |
| 7 | 伝承館 古代ものづくり教室1 | 一般 | 23人 | 勾玉づくり |
| 9 | 小笠原流礼法講座 | 一般 | 20人 | 甲斐源氏と南アルプス市 |
| 10 | 社会科見学 | 白根東小学校5年生 | 63人 | 甲斐源氏の歴史（現地） |
| 27 | 文化財ツアーガイド養成講座5 | 一般 | 6人 | ガイド実践の課題抽出 |
| 14 | 下半期遺跡発表会 | 一般 | 80人 | 曾根遺跡 |
| 14 | 伝承館 古代ものづくり教室2 | 一般 | 12人 | 麻ひもでコースターをつくろう |

第2節 新聞報道等

| 掲載日 | 見出し | 掲載紙／備考 |
|------------|--|---------------------------|
| 平成21年4月21日 | 三階屋 130年の歴史に幕 南ア取り壊し惜しむ声 | 山梨日日新聞 |
| 4月23日 | 弘法大師にまつわる史跡紹介マップ作製 南アルプス市教委 | 山梨日日新聞 |
| 5月13日 | かなかんぶつや鎧兜端午の節句飾り紹介 南ア市・安藤家住宅 | 山梨日日新聞 |
| 6月8日 | 山梨県の土偶が大英博物館へ | 山梨放送／テレビ山梨 市からは重文2点が出品 |
| 6月9日 | 山梨の土偶世界に紹介 今秋、大英博物館に11点出品 | 山梨日日新聞 |
| 6月9日 | 「小将棋頭」を発掘基底部の石層出土 南ア市教委 | 山梨日日新聞 |
| 6月9日 | 県内の土偶 大英博物館へ | NHK 甲府放送局 |
| 6月10日 | 後田堰取水口堤防跡 | テレビ山梨 |
| 6月12日 | 後田堰取水口跡発掘調査 | NHK 甲府放送局 |
| 6月12日 | 安藤家住宅や出土品ポストカードを販売 南ア市、文化財PR | 山梨日日新聞 |
| 6月13日 | 歴史的資料を集約 きょう新装オープン 南ア市 文化伝承館開館 | 山梨日日新聞 |
| 6月15日 | 後田堰取水口跡発掘調査 | 市内CATV |
| 6月14日 | 10万点以上の文化財を保管 南ア市 伝承館開館 | 山梨日日新聞 |
| 6月18日 | 県内遺跡の土偶英国へ 今秋、大英博物館に展示 | 読売新聞 |
| 6月22日 | 古文書250点読み解く 南ア市民家 都内学生が史料調査 | 山梨日日新聞 文化財課がサポート |
| 6月24日 | 公共事業好き風土筋金入り「富士川に運河を」の古文書 南アルプス市で保存 西村慎太郎さん整理 宝暦年間、代官あて2通 | 朝日新聞 |
| 6月30日 | 歴史出張授業が好評 南ア市教委 開始7年500回越す 教科書にない地元の話題満載 | 山梨日日新聞 |
| 7月7日 | 「富士川に運河を」古文書発見 南アの民家から 江戸中下流の浅瀬解消「陳情」 | 山梨日日新聞 |
| 7月15日 | 書家・大久保さんの屏風や掛け軸展示 南ア市安藤家住宅 | 山梨日日新聞 |
| 9月29日 | 安藤家秋祭り | 読売新聞 |
| 10月3日 | 安藤家秋祭り | NHK 甲府放送局 |
| 平成22年2月6日 | 安藤家の雛祭り | 山梨日日新聞／NHK 甲府放送局 |
| 2月7日 | 安藤家の雛祭り | 山梨日日新聞／朝日新聞／YBS ラジオ |
| 2月17日 | 安藤家の雛祭り | 市内CATV |
| 2月11日 | 伝承館 古代の音色コンサート | 市内CATV |
| 3月5日 | 安藤家の雛祭り | 読売新聞 |
| 3月6日 | 安藤家の雛祭り | 山梨放送 |
| 3月11日 | 伝承館 勾玉をつくろう! | 市内CATV |

第3節 展示・放送番組作成等広報活動

1. 放送番組作成等

(1) メールマガジン

南アルプス市発行のメールマガジン「南アルプスふるさとメール」中のコラム

『よみがえる原風景 今、南アルプス市が面白い』（平成21年度は毎月1回執筆配信）

| 配信日 | 通算 | タイトル |
|---------|----|--------------------------------|
| 5月15日号 | 63 | 南アルプス市と天井川 |
| 6月15日号 | 64 | 南アルプス市と天井川 その2 ～河川の立体交差～ |
| 7月15日号 | 65 | 南アルプス市と天井川 その3 ～砂礫（れき）との闘いは続く～ |
| 8月15日号 | 66 | 学校日誌にみる南アルプス市のアジア太平洋戦争 |
| 9月15日号 | 67 | 甲斐源氏秋山光朝ゆかりの城跡を行く～雨鳴城の踏査から～ |
| 10月15日号 | 68 | 能蔵池 赤牛のわん賞し伝説 |
| 11月15日号 | 69 | 高尾穂見神社の夜祭り |
| 12月15日号 | 70 | 西南湖の獅子舞 |
| 1月15日号 | 71 | 小正月に行われる伝統行事ーどんど焼きー |
| 2月15日号 | 72 | 7年に一度の大祭 今諏訪の御柱祭り |
| 3月15日号 | 73 | 安藤家の雛祭り |

(2) CATV番組

平成18年5月より市提供の『南アルプス市歴史探訪』の制作・監修（平成21年度は2回製作）

| 放送月 | 通算 | タイトル |
|------|----|--------------------|
| 8月放送 | 36 | 歴史を体験する～ふるさと文化伝承館～ |
| 1月放送 | 37 | 現代を支える近代の砂防技術 |



南アルプスふるさとメール
<http://www.sannichi.typepad.jp/minamialps/>

(3) 南アルプス市広報誌

市広報誌中の連載コーナー『ふるさとの誇り』を執筆（平成18年5月号からおおむね毎月1回）

| 発行月 | 通算 | タイトル |
|------|----|--|
| 4月号 | / | |
| 5月号 | 32 | 武家の名門小笠原氏の祖 小笠原 長清 1 |
| 6月号 | 33 | 武家の名門小笠原氏の祖 小笠原 長清 2 |
| 7月号 | 34 | 鋳物師屋遺跡の土偶と土器イギリスへ |
| 8月号 | 35 | 知られざる将棋頭 榊形堤防 |
| 9月号 | 36 | 国指定史跡 御勅使川旧堤防 将棋頭ー水から守り水を生かす知恵と技術 |
| 10月号 | 37 | 現代を支える近代の砂防技術 |
| 11月号 | / | |
| 12月号 | 38 | 児童もPR 豊小学校遺跡 |
| 1月号 | / | |
| 2月号 | 特集 | ふるさとを好きになってほしいから ～歴史を未来へつなげよう！～ 文化財課のとりのくみ |
| 3月号 | 39 | 江原のお浅間さん |

2. 南アルプス市フルーツ山麓フェスティバル

市の一大イベントである「南アルプス市フルーツ山麓フェスティバル」に本年度文化財課として、はじめてブースを出展した。ここでは、火おこし体験、弓矢体験、脱穀体験、石臼体験など親しみやすいメニューを通じ、市民や全国からきた皆様に南アルプス市の歴史や文化をアピールした。また、一週間後に控えた「ふるさと文化伝承館」の開館や現在運営している「重要文化財安藤家住宅」のPR活動も併せておこなった。当日は真夏を思わせる気温の中、好天に恵まれ、多くの参加者を得た。



多くの人でにぎわったフルーツ山麓フェスティバル（6月7日）

3. ツアーガイド養成講座

市内NPO南アルプスファームフィールドトリップが企画した「市内地域ガイド養成講座事業」に協力した。この事業は、NPOが歴史的資源を活用した地域づくりを進めるため、市内の歴史的・文化的資源をガイドする人・組織の養成を目指した事業である。

ガイド養成にあたり、まず文化財課と小中学校が連携して実施してきた教育普及事業にNPOスタッフおよび講座参加者が参加することで、市内文化財の基礎知識や活用方法の研修を行った。次に「御勅使川ゆかりの史跡を歩く」をモデルケースとして文化財課職員が講座を行い、ワークショップでのガイド実習を通して、講座参加者が実際に文化財や史跡を案内したNPO主催のガイドツアー実施に協力した。



講座で学んだ成果をいよいよ実践で

4. 資料の貸出等

| | | | | |
|----------------------|--|-----------------------------|-------|---------------------------------------|
| 平成 21 年 4月 22 日 | 鋳物師屋遺跡 円錐形土偶ポジフィルム | 浅間縄文ミュージアム | 貸出 | 企画展「土偶」パネル展示 |
| 6月 8 日 | 火おこし器 16 点 | 北杜市埋蔵文化財センター | 貸出 | 教育普及事業 |
| 6月 16 日 | 鋳物師屋遺跡 円錐形土偶ポジフィルム | 釈迦堂遺跡博物館 | 掲載許可 | 企画展展示のため |
| 6月 21 日 | 市内出土の縄文土器 | (有) クワシマ | 撮影/使用 | 写真集等に使用のため |
| 7月 24 日 ～3月 29 日 | 鋳物師屋遺跡 円錐形土偶・人体文様付有孔鏝付土器 | 文化庁 | 貸出 | 大英博物館（イギリス）・東京国立博物館における展示 |
| 8月 8 日 ～8月 16 日 | ロタコ発掘調査画像データと関係遺物 | 調布市郷土博物館 | 貸出 | 平和の礎展 2009「掩体壕発掘！ー調布・ロタコ・百里原の調査を中心にー」 |
| 8月 19 日 ～12月 11 日 | 住吉遺跡出土土器 3 点 及び写真 2 点 | 山梨県立考古博物館 | 貸出/掲載 | 特別展「卑弥呼時代の黄泉世界～上の平方形周溝墓発掘 30 周年～」 |
| 9月 8 日 | 鋳物師屋遺跡 人体文様付有孔鏝付土器 | (株) 新潮社 | 掲載 | 松本武彦著「進化考古学の大冒険」へ掲載のため |
| 12月 14 日 | 曾根遺跡調査写真等 | (株) ジャパン通信情報センター | 掲載 | 『文化財出土情報』2010 年 2 月号「各地の動向」へ掲載 |
| 12月 24 日 | 鋳物師屋遺跡 人体文様付有孔鏝付土器 | (株) NHK プロモーション | 貸出/掲載 | 「国宝 土偶展」オリジナルグッズ収載 |
| 平成 22 年 1月 29 日 | 鋳物師屋遺跡出土 円錐形土偶・人体文様付有孔鏝付土器・土偶の頭部ポジフィルム | (株) ぎょうせい | 貸出/掲載 | 日本の美術「土偶とその周辺 I」掲載 |
| 1月 30 日 ～3月 22 日 | 鋳物師屋遺跡 円錐形土偶（複製）・土偶装飾付器 | 富士見市立資料館本館 ／富士見市立水子貝塚資料館 | 貸出 | 企画展「縄文土器と動物装飾」 |
| 2月 15 日 | 鋳物師屋遺跡 猿形土製品ポジフィルム | (株) ぎょうせい | 貸出/掲載 | 日本の美術「土偶とその周辺 II」掲載 |
| 3月 12 日 ～3月 11 日 | 民具（糸車） | 白根百田小学校 | 貸出 | 国語教材 |

第3章 すぐそこにある歴史 一般文化財

第1節 一般文化財保護事業

1. 市内仏像等悉皆調査事業

本事業は、平成18年度から5カ年をかけて継続実施している。

調査は鈴木麻里子氏（南アルプス市文化財保護審議会委員）を調査員に委嘱し、市内各寺院等に安置される石造物を除く仏像等彫刻について、悉皆的に写真撮影、法量の計測、

伝承の記録等を行うものである。平成21年度は事業4年目にあたり、旧甲西町域を調査対象エリアとして実施した。本年度の調査寺社総数は40ヶ所、内訳は、35寺院、2神社、3堂宇であった。事業最終年度である平成22年度には補足調査および報告書の刊行を予定している。



本年度の調査例（一部）左から「南無仏太子立像（湯沢太子堂）」、「加賀美遠光坐像（市指定・秋山太郎光朝公廟）」、「阿弥陀如来坐像（県指定・深向院）」、「夢窓国師坐像（重文・古長禅寺）」

2. 横小路家文書調査事業

南アルプス市上宮地（旧上宮地村）にあって、近世においては郡中惣代を勤めた横小路家所蔵の古文書の調査。

調査は、所有者からの文化財課への相談に基づき、平成20年度から研究者、学生らによるボランティア「さくらんぼ古文書会」によって目録作成等が継続され、文化財課がこれをサポートしている。本年度は平成21年6月20日～22日および平成22年1月9日～10日に実施した。調査は平成22年度以降も継続予定。



3. 大和川堰堤踏査



大和川上流に近代初頭の巨石堰堤が遺存することが明らかになったため、これを踏査し遺構の状況を把握した。本市には、日本初のコンクリートを主体とした砂防堰堤である「芦安堰堤（登録有形文化財）」や山梨県初の砂防工事として知られる

「市之瀬川の石堤」などがあり、今後は大和川の堰堤についても、同河川を管理する県砂防課などとも協議し、その保存と整備の方向性について模索していきたい。

4. 雨鳴城址踏査

甲斐源氏秋山光朝の要害のひとつとされる雨鳴城址の踏査を行い、今後の地域学習の素材としての活用の可否を探るため登山ルートの開拓を行うとともに、遺構の状況を把握した。今後は、ここから山梨県林務環境部に協力し既に遊歩道等を整備したもうひとつの要害である「中野城」につながるルートを開拓し、館跡(市指定史跡 現秋山熊野神社)～雨鳴城～中野城という秋山氏ゆかりの史跡を一体として活用できるよう調査し、将来の遊歩道等の整備につなげたい。



雨鳴城址の踏査 (左) 空堀状遺構 (右) 虎口

5. 江原浅間神社保存修復事業補助事業

近年腐朽のすすむ市指定文化財江原浅間神社本殿について、保存修復事業を実施した。今回の修復事業では、神社を事業主体として主に大床床組の修復、刎高欄、登高欄、宝珠柱の復元、屋根の葺替等を行った。

併せて仏像等悉皆調査事業の一環として、神像等彫刻、奉納された絵画、棟札等の記録および調査を実施した。



(上) 江原浅間神社修復の様子 (下) 同社所縁の尾張藩士、野呂瀬主税助が寛永17年(1640)に奉納した板絵著色三十六歌仙図。調査の結果、現在はこの内の25枚が遺存することが確認されました。

6. 文化財防火デー

南アルプス消防本部および地域の消防団、市域住民と共同で1月24日に実施した。本年度は本堂が重文、本尊が県指定文化財である八田地区榎原の長谷寺、2件の市指定文化財(彫刻)を管理する若草地区下今井の隆円寺において放水訓練、文化財持ち出し訓練等を実施した。

7. その他の実施事業

- 国指定史跡御勅使川旧堤防(将棋頭・石積出)、市史跡ロタコ3号掩体壕、国天然記念物「三恵の大ケヤキ」など、市の管理する文化財について、草刈等の維持管理作業。
- 県指定天然記念物宝珠寺のマツ、鏡中条のゴヨウマツ等害虫防除事業補助
- 国指定文化財長谷寺本堂防災設備点検委託補助事業
- 指定文化財管理報償金の交付
- このほか、近年問い合わせが急増している市内の古文書、古民家等の所有者からの相談に対応し、その保存や指定・登録の方向性についてサポートした。



(左・中) 古文書や建造物調査の様子 (右) 文化財防火デーの様子



第2節 平成21年度中の異動（現状変更等）

1. 国指定文化財

| 名称 | 摘要 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 備考 |
|-------|------|----|----|---|----|---------|
| ライチョウ | 現状変更 | 平成 | 21 | 6 | 19 | 調査捕獲のため |

2. 県指定文化財

| 名称 | 摘要 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 備考 |
|----|----|----|---|---|---|----|
| なし | | | | | | |

3. 市指定文化財

| 名称 | 摘要 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 備考 |
|----------|------|----|----|---|----|-----------|
| 江原浅間神社本殿 | 現状変更 | 平成 | 21 | 7 | 23 | 保存修理事業のため |

4. 国登録文化財その他

| 名称 | 摘要 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 備考 |
|----|----|----|---|---|---|----|
| なし | | | | | | |

第3節 その他事業

1. インターンシップ（職場体験）の受入

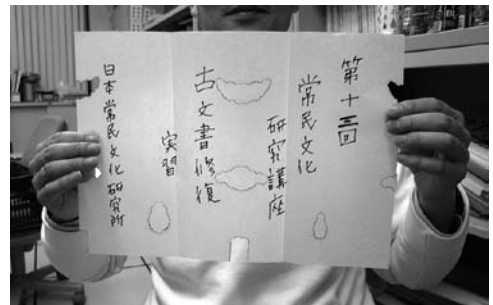
- 7月15日 市立櫛形中学校インターンシップ2年生2名
- 8月17日 大学生インターンシップ（山梨学院大学4名）
※それぞれ施設管理、遺跡の発掘調査等を体験した。

2. 出張等

- 8月10日～13日 第13回戦争遺跡保存全国ネットワーク
長野大会（長野県松本市）1名
- 8月27日～28日 全国史跡整備市町村協議会東海地区協議
会総会（静岡県磐田市）教育長以下1名
- 11月10日 全国史跡整備市町村協議会臨時大会（東京都千代田区）2名
- 1月27日～28日 平成21年度埋蔵文化財担当職員講習会（千葉県千葉市）2名

3. 研修等

- 1月4日～5日 小型移動式クレーン運転技能者技能講習1名
- 3月7日～8日 古文書修復実習（神奈川県横浜市 常民文化研究所）1名



古文書の調査や修復の基礎について研修してきました。写真は、古文書の繕い実習の成果(?)品

小・中学生の考古学研究



第7回わたしたちの考古学研究室

山梨県立考古博物館主催

団体研究部門優秀賞に南アルプス市立豊小学校！！

市の教育委員会の職員を講師に、市内の遺跡を訪ねて地域の歴史を学習したり、「豊小学校遺跡」について学び学習したことを地域の方につたえようと、手作りの説明看板を製作しました。

毎年山梨県立考古博物館が、県内に在籍する小・中学生の考古学研究を募集・表彰し、応募作品のすべてを展示公開する「わたしたちの考古学研究室」。昨年度の櫛形西小学校6年生（最優秀賞）、芦安小学校6年生（努力賞）につづき、今年度も南アルプス市の豊（ゆたか）小学校が、ふるさとの歴史を研究して地域に伝える活動で、優秀賞に輝きました。



上：子どもたちが研究の成果として作成した遺跡の説明看板
左：授賞式と発表の様子

第4章 足もとに眠る歴史 埋蔵文化財

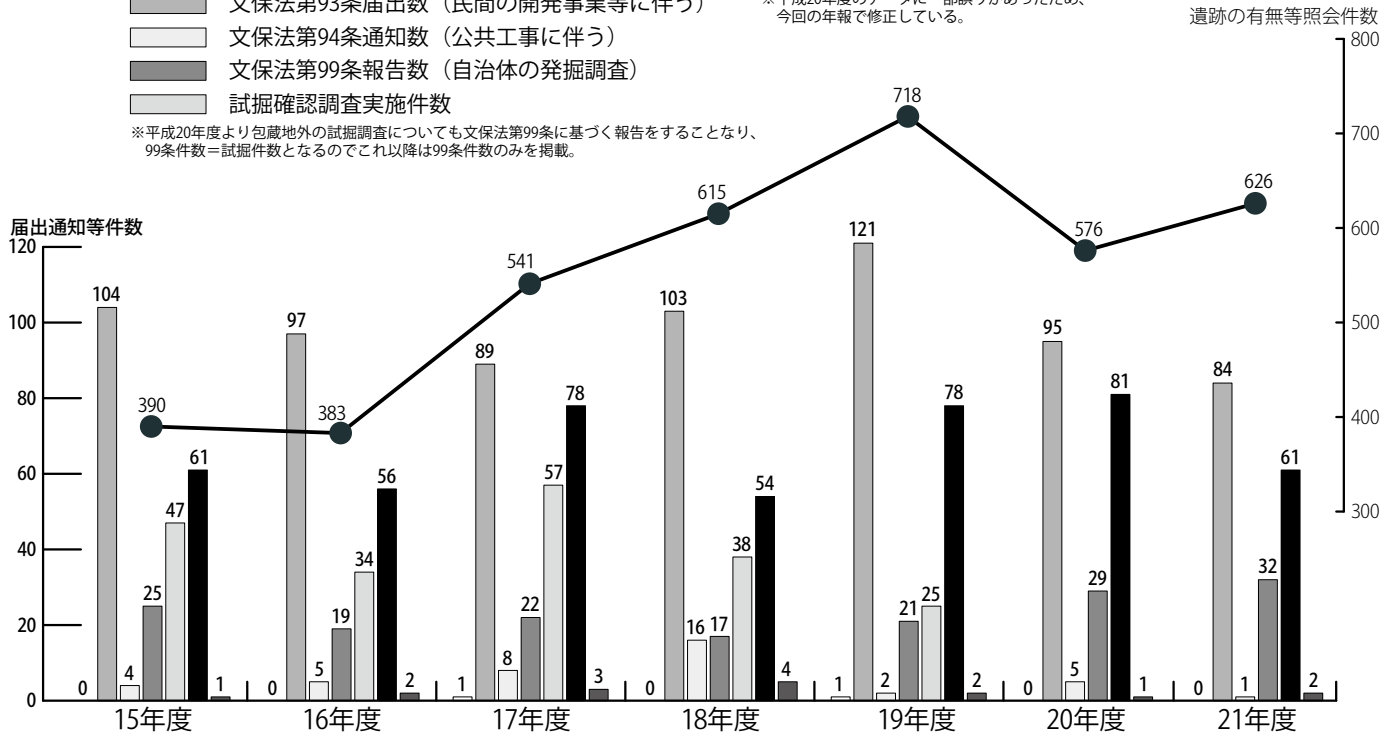
第1節 埋蔵文化財統計

1. 届出等

- 遺跡の有無等照会件数
- 文保法第92条届出数（自治体以外の発掘調査）
- 文保法第93条届出数（民間の開発事業等に伴う）
- 文保法第94条通知数（公共工事に伴う）
- 文保法第99条報告数（自治体の発掘調査）
- 試掘確認調査実施件数
- 工事立会実施件数
- 本調査実施件数

※平成20年度より包蔵地外の試掘調査についても文保法第99条に基づく報告をすることとなり、99条件数＝試掘件数となるのでこれ以降は99条件数のみを掲載。

※平成20年度のデータに一部誤りがあったため、今回の年報で修正している。



平成21年度 月次統計等

| 届出／通知数 | 月 | 92条 | 93条 | 94条 | 92～94条計 | 99条 | 合計 | 備考 |
|------------|---|-----|-----|-----|---------|-----|------|----|
| | 4 | 0 | 8 | 0 | 8 | 1 | 9件 | |
| 5 | 0 | 5 | 0 | 5 | 2 | 7件 | | |
| 6 | 0 | 9 | 0 | 9 | 3 | 12件 | | |
| 7 | 0 | 4 | 1 | 5 | 0 | 5件 | | |
| 8 | 0 | 10 | 0 | 10 | 2 | 12件 | | |
| 9 | 0 | 13 | 0 | 13 | 2 | 15件 | | |
| 10 | 0 | 3 | 0 | 3 | 6 | 9件 | | |
| 11 | 0 | 6 | 0 | 6 | 5 | 11件 | | |
| 12 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 3件 | | |
| 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 2 | 5件 | | |
| 2 | 0 | 8 | 0 | 8 | 3 | 11件 | | |
| 3 | 0 | 12 | 0 | 12 | 6 | 18件 | | |
| 年度合計 | | 0 | 84 | 1 | 85 | 32 | 117件 | |
| 前年度比 | | — | 88 | 20 | 85 | 110 | 91% | |
| 遺跡の有無等照会件数 | | | | | | | 626件 | |
| 試掘確認調査実施件数 | | | | | | | 32件 | |
| 工事立会実施件数 | | | | | | | 61件 | |
| 発見届（97条） | | | | | | | 0件 | |

※ 92条～94条、97条または99条等は、それぞれ文化財保護法の各条文に基づく届出・通知等の数

第2節 史跡整備事業

国指定史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」を構成する遺構群のうち、昨年度の六科将棋頭追加指定分に続き、今年度は石積出三番堤の一部（4筆、1735.00㎡）について国・県の補助を得て公有地化を図った。三番堤については、まだ若干の民有地が残るが、この部分については、平成22年度に地権者と協議を行い用地を取得する予定である。

また、史跡整備事業としては、平成22年度は史跡の保存管理計画の策定に向け検討を行う予定である。



第3節 おもな発掘調査・分布調査の概要

1. 平成21年度本調査実施遺跡の概要

(1) 曾根遺跡

| | | | |
|------|--------------|------|----------------------|
| 調査地 | 上宮地 777-2 | 調査期間 | 平成22年1月9日～平成22年3月24日 |
| 調査原因 | 市道下市之瀬上宮地線建設 | 調査面積 | 1,566㎡ |

昨年に引き続き市道建設に伴い発掘調査を実施した。本遺跡は、縄文時代中期と古墳時代初頭の集落遺跡であり、本年度の調査では、縄文時代中期中葉の住居址2軒、中期後葉の住居址6軒及び古墳時代初頭の住居址1軒が発見された。このほか遺物としては旧石器のナイフ形石器が出土している。

なお、発掘調査区の南側境界付近は砂礫層が検出されることから流路の存在により遺構が遺存していないものとみられていたが、本調査により砂礫層の下部に遺構が遺存していることが確認され、集落はさらに南に広がることを判明した。協議の結果、この部分においては、道路工事による物理的な遺構の破壊はないこと、確認面が深く調査を行った場合安全上の懸念もあることなどから、別途確認調査を実施して状況を記録し、現地保存することとなった。

本遺跡については、昨年度実施した調査分も含め、平成22年度に整理作業を行い、調査報告書を刊行する予定となっている。



(2) 坂ノ上姥神遺跡

| | | | |
|------|-------------|------|-----------------------|
| 調査地 | 上八田 1717 ほか | 調査期間 | 平成21年6月29日～平成21年7月16日 |
| 調査原因 | 私立小学校建設 | 調査面積 | 約86㎡ |

御勅使川扇状地扇端部に立地する奈良時代から中世の集落跡。私立小学校建設に伴い道路拡幅部分の調査を実施した。その結果、竪穴住居址1軒、溝状遺構3条、土坑を47基を発見した。溝状遺構からは獣歯が



出土しており、西に位置する百々遺跡とともに「八田牧」との関連が注目される。

なお遺跡の保護・普及啓発事業の一環として、発掘調査実施中に市立芦安小学校の発掘体験授業を本遺跡において行った。

2. 平成 20 年度分布調査の概要

(1) 後田堰取水口堤防跡

| | | | |
|------|-----------|------|-----------------------------------|
| 調査地 | 有野 3346-3 | 調査期間 | 平成 21 年 5 月 25 日～平成 21 年 6 月 18 日 |
| 調査原因 | 緊急確認調査 | 調査面積 | 約 62 m ² |

平成 19 年度から実施している後田堰取水口堤防跡（柵形堤防）の試掘確認調査を実施した。柵形堤防は、国指定史跡六科将棋頭と御勅使川の治水・利水上不可分の関係を持つ堤防で、遺構の範囲確認、技術的特徴の把握、時期の特定を目的に調査を実施した。

その結果、川表側の根固めに木工沈床を 3 列発見し、当初想定していたより広範囲に遺構が広がっている状況を確認するとともに、遺構が明治末～大正時代に改修されたものであることも明らかとなった。また、徳島堰御勅使川暗渠の天井部であるコンクリートで固められた石積みを確認した。調査後、これまでの調査成果をまとめ、『柵形堤防』として報告書を刊行した（南アルプス市埋蔵文化財調査報告書第 25 集）。

このような遺跡の重要性に鑑み、今後は今回の調査成果に更なる検討を加え、史跡「御勅使川旧堤防」の整備検討過程で本遺跡の国史跡への追加指定について検討していく必要がある。



第 4 節 埋蔵文化財保存活用整備事業

埋蔵文化財の円滑な保護保存を図るために、市民の皆様へ埋蔵文化財の存在を知っていただき、文化財保護意識をもっていただくと共に、その調査成果を還元するために、本年度も教育普及に関する様々な事業を展開した。

1. 体験学習事業

参加者の五感に訴える体験学習事業（パワーポイントによる画像やアニメーションを駆使したコンテンツの提供、史跡めぐり、土器造り、昔の暮らし体験、調理体験、実際の出土遺物に触れる体験等）や、古代ものづくり教室（3月7・14日）を企画し、市民や市内の小中学生に提供した。また、体験学習イベントとして「縄文体験まつり（平成 21 年 7 月 25 日）」を実施し、400 名の参加者を得た。ここでは、市内遺跡の出土品の紹介、土偶作り、火起こし、縄文染め、縄文文様カードづくり、縄文服体験、狩猟疑似体験等を通して縄文の暮らしを体感するイベントを実施した。また、エコ活動を行っているゲスト講師を迎え、自然と上手に暮らした縄文人の暮らしを紹介した。

親しみやすいポスターやチラシを作成して、周知に努めました。



「伝承館で夏まつり（縄文体験まつり）」 地域の方々の様々な協力を得て、夏休みのアツイー日となりました。



「伝承館で夏まつり（縄文体験まつり）」 いっしょに火おこし体験ダー！
むかしのエコな暮らしを体験しながら、講師の方の実演でわかりやすく学びました。

2. 埋蔵文化財等広報資料作成事業

(1) テーマ別遺跡、史跡、文化財めぐりマップの作成

埋蔵文化財や史跡をテーマごとにまとめ、散歩や車で訪れながら歴史に触れてもらう「遺跡で散歩」シリーズ。本年度はVOL. 4、「戦国時代の史跡を歩く」の改訂版を作成した（A3判ジャバラ折り、両面フルカラー）。また、埋蔵文化財周知用ガイドブック「遺跡で散歩」シリーズVOL. 2「堤の原風景」の改訂版（A4判中綴じフルカラー）を刊行した。



(2) 遺跡情報発信板の設置

遺跡周知用マップやガイドブックと同じ「遺跡で散歩」シリーズとして、継続的に設置をおこなっている。本年度は、シリーズ10・11基目の情報発信板として「水を治め水を活かした先人の知恵～御勅使川の堤防遺跡」・「柵形堤防」の2基を新たに設置した。いずれも、国史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」とその周辺の遺跡であり、マップとデザインを統一させ、内容も合わせ、マップとガイドブックと情報発信板とによるフィールドミュージアムの効果を期待した。



やまなしのなかまといっしょに・・・

トピック いもじやの土ぐうたち イギリスへ行く

鑄物師屋遺跡出土の“円錐形土偶”と“人体文様付有孔鏝付土器”が日本代表選手として、イギリスの大英博物館に出張！！

南アルプス市出身のこの二人が、イギリス大英博物館で開催された文化庁海外展「THE POWER OF DOGU」に日本代表チームの一員として出張！

その後、東京国立博物館で行われた帰国記念展「国宝・土偶展」にも参加し、なんとイギリスでは67,000人！東京では入館待ちの行列ができるなどの大盛況で128,000人！もの方々に見ていただくことができました。

～3月に長旅を終えて無事にふるさと南アルプス市にもどった土偶ちゃん～

平成22年度には、ふるさと文化伝承館で

大英博物館帰国記念ミニ企画

おかえりなさい！ 世界で紹介された—IMOJIYA—展

& 関連イベントいろいろやります。みにきてね～♪



大英博物館



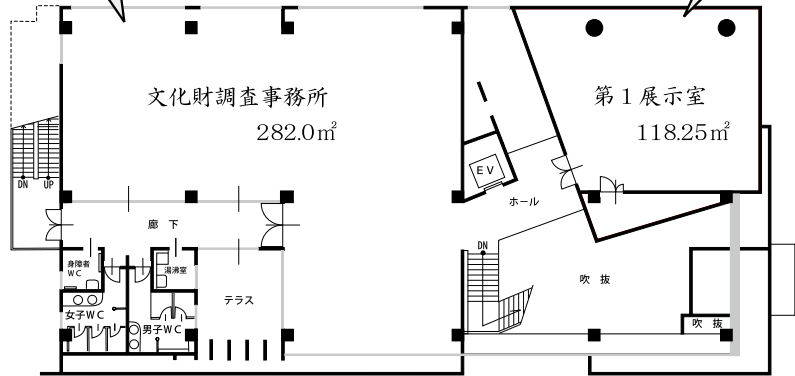
第5章 きて、みて、かんじて! ふるさと文化伝承館

第1節 施設の概要



発掘調査出土遺物の接合・実測などの
整理作業および文化財の調査研究

文化財情報の発信
(主に縄文時代を紹介)

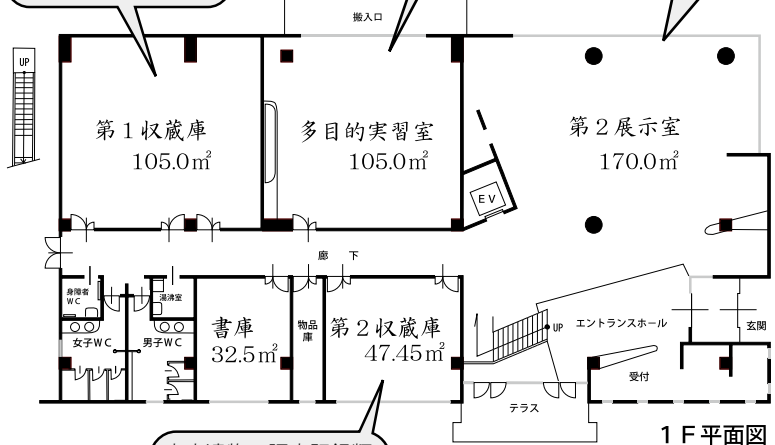


2F平面図

出土遺物・調査記録類
各種文化財の適切な
保管・管理

発掘調査出土遺物の洗
浄等整理作業
文化財や市の歴史を肌
で感じられる体験学習

文化財情報の発信
(主に弥生時代～近代、
昔の農具などを紹介)



1F平面図

出土遺物・調査記録類
各種文化財の適切な
保管・管理

延床面積 1235.79㎡

料 金 入場無料
休 館 毎週木曜日
開館時間 9時半から 16時30分



ふるさと
文化伝承館

伝承館のロゴマーク「あかうしくん(仮称)」

南アルプス市ふるさと文化伝承館（南アルプス市文化財調査事務所）は、市民共有の財産である地域の歴史的・文化的資産や資源、情報等を収集保管、整理研究し、また展示や体験学習



などの教育普及活動もトータルで担う、市の文化施策の中核となる施設のひとつとして、旧町村時代の既存施設の効率的再配置を検討するなかで改修整備され、平成 21 年 6 月 13 日にリニューアルオープンした。

所在地：郵便番号 400-0205 南アルプス市野牛島 2727

施設の沿革

| | |
|----------|---|
| 平成 7 年度 | 竣工。旧八田村の観光施設として、民具・風の展示のほか、八田村姉妹都市のある豪州のグッズを販売。 |
| 平成 12 年度 | 伝承館内に八田村教育委員会の文化財調査事務室を設置。 |
| 平成 15 年度 | 南アルプス市の成立。市文化財調査事務所・室は旧八田、若草、甲西、櫛形地区の 4 か所に設置（後に若草・甲西は統合） |
| 平成 18 年度 | 市施設の再配置計画に基づき、伝承館の観光施設としての機能を他に移し、伝承館を教育施設とした上で、ここに文化財の収集保管、整理研究、展示・教育普及機能を集約することになり、文化財課の所管となる。これに伴い国庫補助を得て出土遺物収蔵庫の設置などハード面の整備改修を実施。 |
| 平成 19 年度 | 国庫補助を得て、展示・教育普及に利用できるパネルや教材など、おもにソフト面の整備を実施。合併以後これまで市内 3 か所に分散配置されていた文化財調査事務所から遺物や機材の移管作業も実施された。 |
| 平成 20 年度 | 展示室の整備により、国指定重要文化財「鋳物師屋遺跡出土遺物」が櫛形生涯学習センターから伝承館へ移管。 |
| 平成 21 年度 | 6 月 13 日（土）リニューアルオープン！ 一般公開開始。 |

鋳物師屋の出土品はここ
（2F 展示室）



2F 展示室

第 3 節 運営・活用事業

1. 伝承館で夏まつり～燃える縄文～（7 月 25 日）

伝承館の開館を周知する目的を兼ねて、小中学生の夏休みの期間を狙って、伝承館を拠点とした大規模な体験学習イベントとして縄文体験を中心とした「まつり」を実施した。イベントの詳細については 15 ページ【第 4 章第 4 節】を参照。



さまざまな縄文体験メニューが用意された

2. エントランス展示

伝承館のエントランスのスペースを活用して、2 ヶ月程度で内容を入れ替えながらおこなうミニ企画展である。展示スペースの狭小からくるマンネリ化を防止と、より地域に根ざした親しみやすい展示を展開することによるふるさと意識の醸成を目的としている。なお、このような目的に鑑み、常設展示・エントランス展示とともに体験・参加型の展示を心がけている。本年度は 2 回実施した。

(1) 第1回エントランス展 「六角堂の切子を体感！」(6月13日～8月31日)

第1回目のエントランス展示は沢登区に伝わる県指定無形民俗文化財「沢登六角堂の切子」に焦点をあてた。「沢登六角堂の切子」は、同保存会を中心に現在も活発な活動が行われおり、今回も保存会の全面的な協力を得た。オープン初日には切子の実演が行われ、会期中は昨年度六角堂に奉納された切子16点を展示し、常時切子体験ができるブースを設けた。



エントランス展示では単に展示だけではなく、常に「体験」できるメニューが用意された

(2) 第2回エントランス展 「小笠原流のこころとかたち」(10月7日～12月16日)

南アルプス市小笠原に館を構えたとされる小笠原氏一族ならびに小笠原流礼法を紹介する企画を行った。小笠原流礼法のうち展示できるものとして結びと折形を紹介した。鶴の箸置き、折形や葉結びなどの結びを体験できるようにしたところ、昨今のいわゆる「お作法ブーム」もあり大勢の来館者で賑わった。

3. 古代ものづくり教室 (3月7日・3月14日)

館内に展示している資料を通して、南アルプス市の古代の人々の暮らし・技を体感してもらおうと2回にわたり講師を迎えて実施した。第1回は「勾玉をつくろう！」として、上ノ東古墳出土の勾玉を実際に手に取り、観察しながら勾玉づくりを行った。(7日)。第2回は「麻ひもでコースターをつくろう！」として、中畑遺跡の土器底部に遺された編布(アンギン)の痕を観察しながら縄文編みを体験した(14日)。



4. 「縄文王国山梨」関連イベント

縄文文化の中心地(縄文王国)としての山梨のイメージ向上のため、縄文時代の出土品を豊富に収蔵し、その展示活用を行ってきた山梨県内の博物館、資料館等が連携し、共同企画のイベント等を実施している。

(1) スタンプラリー (7月～2月)

縄文王国山梨参加館全館をすべて訪れ、すべての館のスタンプを集めると素敵なプレゼントがもらえる企画。本年度は約90名の方が全館制覇を成し遂げ、賞品であるミニチュア縄文土器がプレゼントされた。

(2) 古代の音色コンサート (11月14日・2月7日)

参加館各館を会場として、縄文や古代をテーマに音楽活動されている方々を招き演奏会を行った。当館ではまず11月に長野県岡谷市の縄文イベントなどで活躍する「JOMON DRUM BAND」を招き伝承館のポーチでおよそ50名が鑑賞した。2月には富士吉田市を拠点に活動する総合芸術



JOMON DRUM BANDの演奏と踊り



伝承館2階展示室
南アルプス市内出土の縄文土器にかこまれて
オマタタツロウさんの笛やリコーダーの演奏

家の「オマタタツロウ」氏を招き、2階展示室を舞台に、縄文土器に囲まれた空間で約30名が古代の音色に浸った。

(3) 縄文王国バスツアー (1月31日)

スタンプラリーの期間にあわせ、縄文王国山梨参加館を1日に3館程度見学するバスツアーを企画した。当館は山梨県立考古博物館、北杜市埋蔵文化財センターと同じ見学コースとなった。当日、当館では参加者に展示室のほか、特別に整理室や収蔵庫など、いわゆる舞台裏も見学してもらい、さらに昼食時にはどんぐりクッキーや縄文土器で作った縄文スープなどでもてなした。

5. 伝承館の体験学習

ふるさと文化伝承館は、そのコンセプトのひとつとして「五感で学ぶ」ことを掲げている。館の規模が小さく十分な展示活動ができないが、これを補う意味もあり、このコンセプトのもと、小さな体験学習スペースを設け、単に見学だけではなく訪れた方々が随時体験できる様々なメニューを用意している。

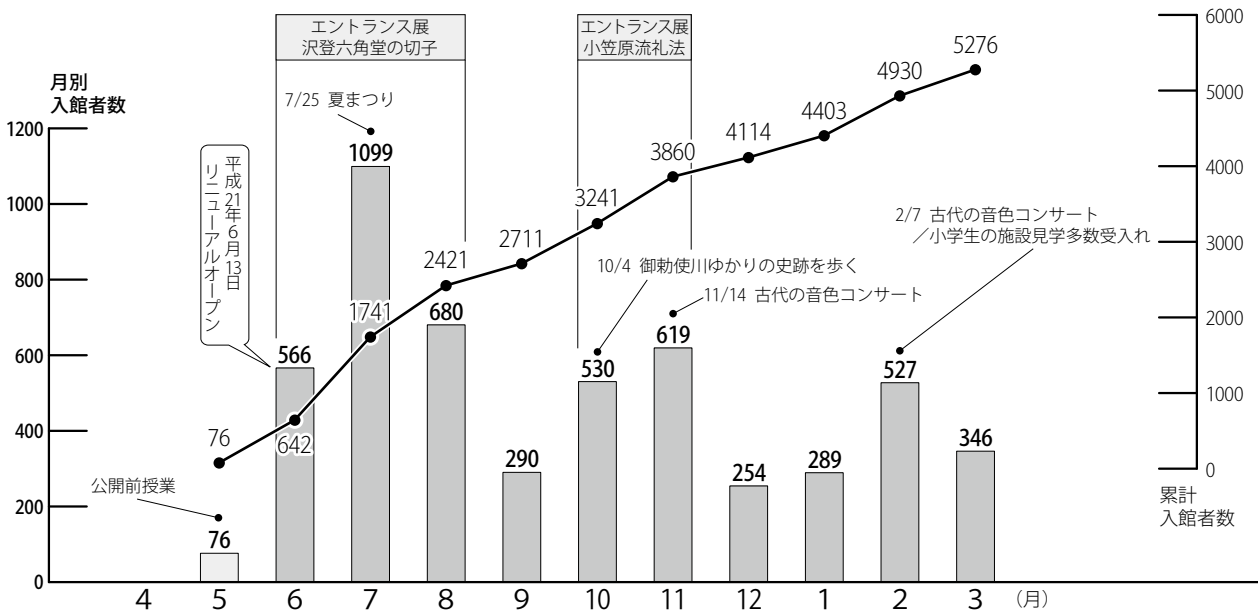


～伝承館での体験メニュー～

- ① 土器さわり (実際に発掘された本物の土器の破片に触れます)
- ② 土偶のジグソーパズル (やさしい・ふつう・むずかしいの3種類)
- ③ ぬりえ (縄文時代のつり・かり・火起こしなどの5種類)
- ④ 土器の文様拓本 (和紙で拓本をつくりラミネートでカードにします)
- ⑤ 火起こし (木と木の摩擦で火種をつくり、麻の綿で火を起こします)



第2節 入館者数の推移



第6章 江戸時代にタイムスリップ 重要文化財安藤家住宅

第1節 施設の概要

安藤家は、甲府盆地の西部、釜無川右岸の水田地帯に位置し、江戸時代中期以降は西南湖村の名主を務めた旧家で主屋は棟札から宝永5年（1708）に建築されたことが知られる。この地方における古い上層農家の構えを知る上で重要として、主屋、表門、北蔵、南蔵、文庫蔵、茶室、渡廊下、中門、屋根塀を含む敷地全体が、昭和51年に重要文化財に指定され、昭和55年3月から山梨県の所有となった。昭和56年度から昭和61年度にかけて保存修復が行われ、昭和63年から山梨県立保存民家安藤家住宅として所有者である山梨県の委託を受けた甲西町教育委員会（平成15年度以降は南アルプス市教育委員会）の管理運営により一般公開されてきた。

平成19年度から再び行われた保存修復工事は平成20年3月31日に完了。平成20年度より安藤家住宅は、山梨県から南アルプス市に移管され平成20年度にリニューアルオープンし、一層の活用が図られている。

第2節 管理・運営・活用事業

1. 利用団体等及び各種行事催事等

本年度も一般入館者のほか、地域の老人クラブ、市内外の小学校の校外授業、教員や市職員の研修、中学生や大学生のインターンシップ（職場体験）など、様々な団体等が安藤家住宅を利用した。

また、地域の方々やライオンズクラブには、施設の清掃作業等ボランティア活動を行っていただいた。

| 月/日 | 団体/催事等の名称 | 人数 |
|------|--------------------------------|-----|
| 4/20 | 鮎沢つどいの家 | 35 |
| 4/25 | 西南湖地区老人会 | 11 |
| 5/3 | 憲法9条の会 講演「戦争時の生活と戦後の私たち」及び篠笛演奏 | 50 |
| 5/7 | 櫛形北小学校3年生 | 40 |
| 5/9 | 古市場老人クラブ | 25 |
| 5/18 | 姉妹都市クインビアン市訪問団 | 13 |
| 5/20 | 施設再見ツアー（市生涯学習課主催） | 15 |
| 5/26 | 南湖小学校3年生 | 57 |
| 6/3 | 南湖小学校2年生 | 38 |
| 6/20 | 小笠原いきいきクラブ | 14 |
| 6/24 | 田富地区 地域と教育研究会 | 26 |
| 7/8 | 小笠原小学校3年生 | 119 |
| 7/15 | 櫛形中学校2年生 インターンシップ | 2 |
| 7/16 | 北杜市福寿会 | 20 |



| 月/日 | 団体/催事等の名称 | 人数 |
|-------|---------------------|----|
| 7/31 | 南アルプス市教職員研修会 | 13 |
| 8/12 | 南アルプス市新赴任教職員視察研修会 | 35 |
| 8/17 | 山梨学院大学インターンシップ | 4 |
| 8/23 | 西南湖地区による池替え（庭園池の清掃） | 11 |
| 9/4 | 南アルプス市議会文教委員視察 | 6 |
| 9/8 | 南アルプス市新任職員研修会 | 8 |
| 9/18 | 甲州市岩崎第3出荷組合 | 22 |
| 10/19 | 甲府市伊勢小学校4年生 | 76 |
| 10/27 | 甲州市松里公民館 | 25 |
| 10/30 | 朝日老人大学 | 20 |
| 10/31 | 甲府市大里推進協議会 | 37 |
| 11/18 | 北杜市高根町郷土研究部 | 24 |
| 11/27 | 櫛形西小学校4年生 | 20 |
| 12/6 | 南アルプスライオンズクラブによる清掃 | 15 |
| 2/2 | 白根東小学校3年 | 66 |
| 2/9 | 若草小学校3年生 | 81 |



むかしの道具をつかってみよう

2. 展示・企画等



安藤家でお話しの会&昔遊びの会

| 期間 | 名称 |
|-------------|------------------|
| 2月28日～4月5日 | 安藤家の雛祭り |
| 4月15日～5月31日 | 端午の節句飾り |
| 6月1日～6月30日 | 村山明峰屏風展 |
| 7月1日～7月31日 | 大久保茜峰屏風展 |
| 7月2日～7月8日 | 安藤家で七夕飾り |
| 7月25日～8月30日 | たんけん・はっけん・むかしのうち |
| 8月21日 | 安藤家でお話しの会&昔遊びの会 |
| 9月18日 | ききみみずきんお話しの会 |
| 10月3日 | 五感で感じる安藤家の秋祭り |
| 10月4日 | 小唄の会 |
| 10月28日 | 安藤家朗読会「秋を読む」2009 |
| 11月3日 | 西南湖秋季祭典 お茶会 |
| 11月21日～23日 | 安藤家住宅ライトアップ |
| 2月6日～4月12日 | 安藤家の雛祭り |
| 5・7・9・1・3月 | 小笠原流礼法節句飾り |

(1) たんけん・はっけん・むかしのうち 夏休み子ども企画!

小中学生を対象に夏休み期間に実施。カードをヒントに安藤家を探検。答えをみつけ、カード(1日につき1枚)を3枚あつめた子どもには、素敵な景品(おはじきや竹とんぼなど)をプレゼントした。期間中459人の入館者がありにぎわった。

(2) 安藤家でお話しの会&昔遊びの会

図書館や地域の方々と連携し、紙芝居や昔遊び体験を企画した。地域のお年寄りに昔の道具の使い方や、遊びを教わることができ、世代間の交流も図ることができた。参加人数45人。

(3) 五感で感じる安藤家の秋祭り

安藤家の存在をより多くの方々を知っていただくために昨年に引き続き仲秋の日実施した事業。

昼間は、おもに小学生を対象として、昔の暮らし体験を中心としたイベントを行った。夜は、庭園をライトアップし、二胡を中心としたコンサートをおこなった。当日は昼夜あわせて295人(コンサートは定員制)の参加者があった。



たんけん・はっけん・むかしのうち
ヒントカードの数々・・・ここはどこかな?



五感で感じる安藤家の秋祭り・・・昼の部



五感で感じる安藤家の秋祭り・・・夜の部

3. 管理面について

- 夜間警備（警備会社によるセンサーの定期点検の実施）
- 消防設備点検（南アルプス消防署・地元消防団による消防設備定期点検。毎月実施）
- 防火施設、ポンプの点検作業の実施
- 浄化槽の定期点検の実施
- 漏電検査（東京電力・関東電気保安協会）
- 庭園植木の手入れ、除草剤の散布

4. 利用率・サービス向上にむけて

- 主屋における企画展示の実施および所蔵資料の調査・整理
- 入館者への「心地よいひととき」を提供する各種サービスの実施（図書の閲覧、お茶のサービス、管理人らによる案内等）
- 入館者アンケートの実施

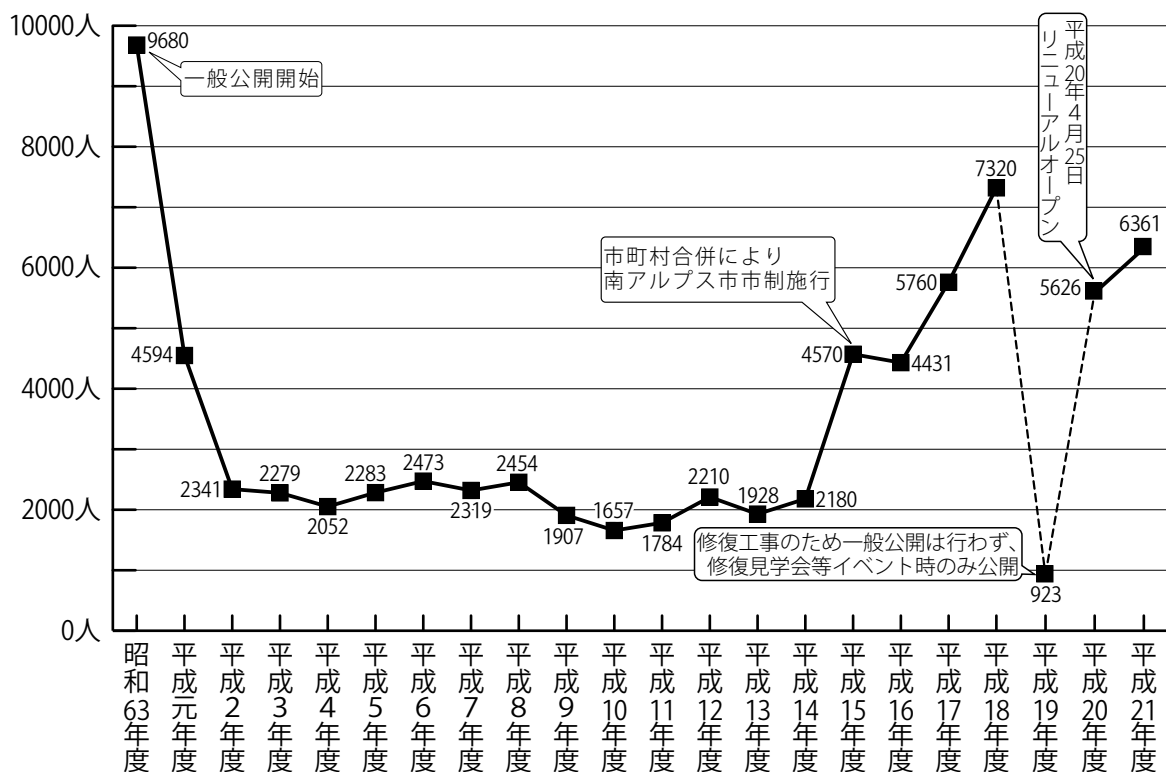
5. その他

12月5・12～14・22日 スペシャルドラマ「トリック（仲間由紀恵、安部寛主演）」の撮影が安藤家の敷地を使用して行われた。



スペシャルドラマ「トリック」撮影風景

第3節 入館者数の推移



付編 1 指定・登録文化財一覧

1. 国指定文化財

| 名 称 | 種別 | 指定年月日 | | | | 所有者 / 管理者 |
|---------------------|-----|-------|----|----|----|----------------|
| | | 元号 | 年 | 月 | 日 | |
| 長谷寺本堂 附厨子・旧財・棟札 | 建造物 | 昭和 | 25 | 8 | 29 | 長谷寺 |
| 安藤家住宅 | 建造物 | 昭和 | 51 | 5 | 20 | 南アルプス市 |
| 鋳物師屋遺跡出土品 205 点 | 考 古 | 平成 | 7 | 6 | 15 | 南アルプス市 |
| 御勅使川旧堤防 (将棋頭・石積出) | 史 跡 | 平成 | 15 | 3 | 25 | 南アルプス市/ 葦崎市 |
| 紙本墨書大般若経 561 卷 | 書 跡 | 明治 | 38 | 4 | 4 | 法善寺 |
| 夢窓国師坐像 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 58 | 6 | 6 | 古長禪寺 |
| 木造大日如来及四波羅蜜菩薩坐像 5 軀 | 彫 刻 | 平成 | 3 | 6 | 15 | 宝珠寺 |
| 三恵の大ケヤキ | 天 然 | 昭和 | 2 | 11 | 30 | 南アルプス市 |
| 古長禪寺のジャクシン | 天 然 | 昭和 | 28 | 11 | 14 | 古長禪寺 |
| ヤマネ | 天 然 | 昭和 | 50 | 6 | 26 | |
| 甲斐犬 | 特 天 | 昭和 | 9 | 1 | 22 | |
| ニホンカモシカ | 特 天 | 昭和 | 9 | 5 | 1 | |
| ライチョウ | 特 天 | 大正 | 12 | 3 | 7 | |

2. 県指定文化財

| 名 称 | 種別 | 指定年月日 | | | | 所有者 / 管理者 |
|---|-----|-------|----|----|----|----------------|
| | | 元号 | 年 | 月 | 日 | |
| 板絵僧形八幡神像 1 面 | 絵 画 | 昭和 | 52 | 3 | 31 | 法善寺 |
| 絹本着色十六善神像図 1 幅 | 絵 画 | 平成 | 3 | 5 | 30 | 法善寺 |
| 徳見神社本殿 1 棟 附棟札 2 枚 | 建造物 | 昭和 | 40 | 8 | 19 | 徳見神社 |
| 蔵珠院 六地藏像 1 基 | 建造物 | 昭和 | 52 | 3 | 31 | 蔵珠院 |
| 善応寺宝篋印塔 1 基 | 建造物 | 昭和 | 53 | 3 | 15 | 善応寺 |
| 法善寺鐘楼 1 棟 附梵鐘 1 口 | 建造物 | 昭和 | 54 | 12 | 28 | 法善寺 |
| 鯛口 1 口 | 工芸品 | 昭和 | 35 | 11 | 7 | 久本寺 |
| 伝保昌の刀 1 口 | 工芸品 | 昭和 | 40 | 5 | 15 | |
| 徳見神社 銅製懸仏 (御正躰) 1 口 | 工芸品 | 昭和 | 40 | 5 | 13 | 徳見神社 |
| 桜田家鯛口 1 口 | 工芸品 | 昭和 | 42 | 5 | 29 | |
| 秋山太郎光朝供養の経筒及び付属品 | 工芸品 | 昭和 | 47 | 1 | 27 | |
| 八幡神本地仏鏡像 1 面 | 工芸品 | 昭和 | 54 | 12 | 28 | 法善寺 |
| 八王子権現の剣 1 振 | 工芸品 | 平成 | 1 | 7 | 19 | 落合八王子社 |
| 古長禪寺 | 史 跡 | 昭和 | 35 | 11 | 7 | 古長禪寺 |
| 物見塚古墳 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 63 | 11 | 16 | 南アルプス市ほか |
| 伝嗣院紙本墨書大般若経 600 卷 | 書 跡 | 昭和 | 40 | 8 | 19 | 伝嗣院 |
| 版本大毘盧遮那成佛教疏 16 卷 | 書 跡 | 昭和 | 53 | 3 | 30 | 法善寺 |
| 紙本墨書金光明最勝王経 10 卷 | 書 跡 | 昭和 | 61 | 9 | 17 | 法善寺 |
| 法善寺伝承本 真言宗諸流聖教類 769 点 | 書 跡 | 昭和 | 62 | 2 | 10 | 法善寺 |
| 俳諧白根嶽外俳書 35 種並びに上矢 敵水白筆俳文 28 種と俳人等の書簡 169 通 | 書 跡 | 昭和 | 48 | 7 | 12 | |
| 木造諏訪神社神像 2 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 40 | 5 | 13 | 諏訪神社 |
| 木造獅子頭 1 頭 | 彫 刻 | 昭和 | 43 | 12 | 12 | 諏訪神社 |
| 木造薬師如来像 14 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 44 | 11 | 20 | 慈眼寺 |
| 木造阿弥陀如来立像 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 44 | 11 | 20 | 常楽寺 |
| 木造菩薩形立像 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 44 | 11 | 20 | 諏訪神社 |
| 深向院の釈迦如来像 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 46 | 2 | 26 | 深向院 |
| 木造十一面観音立像 1 軀 | 彫 刻 | 平成 | 16 | 11 | 29 | 長谷寺 |
| 湯沢の思い杉 1 樹 | 天 然 | 昭和 | 35 | 11 | 7 | |
| 白根町のカエデ 1 樹 | 天 然 | 昭和 | 35 | 11 | 17 | |
| 野牛島のジャクシン 1 樹 | 天 然 | 昭和 | 35 | 11 | 7 | 野牛島区 |
| 中野のカキ 1 樹 | 天 然 | 昭和 | 35 | 11 | 7 | |
| 宝珠寺のマツ 1 樹 | 天 然 | 昭和 | 35 | 11 | 7 | 宝珠寺 |
| 湯沢のサイカチ 1 樹 | 天 然 | 昭和 | 39 | 6 | 25 | |
| 大嵐ジャクシン 1 樹 | 天 然 | 昭和 | 43 | 2 | 8 | 善応寺 |
| 鏡中条のゴヨウマツ | 天 然 | 昭和 | 45 | 10 | 26 | |
| ミヤマシロチョウ (Aporia hippia) | 天 然 | 昭和 | 52 | 3 | 31 | |
| 十日市場の大ケヤキ | 天 然 | 昭和 | 61 | 3 | 19 | 石動神社 |
| 沢登六角堂の切子 | 無形民 | 平成 | 8 | 2 | 19 | 沢登区 |
| 下市之瀬の獅子舞 | 無形民 | 平成 | 19 | 4 | 27 | 下市之瀬 獅子舞保存会 |
| 大薙刀銘備州長船兼光 1 振 | 歴 史 | 平成 | 6 | 11 | 7 | 法善寺 |

3. 市指定文化財

| 名 称 | 種別 | 指定年月日 | | | | 所有者 / 管理者 |
|---------------------------------|-----|-------|----|----|----|----------------|
| | | 元号 | 年 | 月 | 日 | |
| 絹本着色釈迦涅槃像図 1 幅 | 絵 画 | 昭和 | 51 | 1 | 1 | 法善寺 |
| 絹本着色弘法大師像図 1 幅 | 絵 画 | 昭和 | 51 | 1 | 1 | 法善寺 |
| 掛絵六地藏菩薩像 6 面 附地藏菩薩像縁起 1 卷 | 絵 画 | 昭和 | 51 | 1 | 1 | 安養寺 |
| 長盛院の絹本着色仏涅槃像 1 幅 | 絵 画 | 昭和 | 59 | 3 | 1 | 長盛院 |
| 隆昌院の釈迦涅槃像 1 幅 | 絵 画 | 平成 | 1 | 2 | 27 | 隆昌院 |
| 隆昌院の飯縄権現図 1 幅 | 絵 画 | 平成 | 1 | 2 | 27 | 隆昌院 |
| 江原浅間神社本殿 1 棟 | 建造物 | 昭和 | 44 | 11 | 13 | 江原浅間神社 |
| 七面明神社本殿 1 棟 | 建造物 | 昭和 | 52 | 11 | 22 | 宗林寺 |
| 矢崎家住宅 1 棟 | 建造物 | 昭和 | 53 | 2 | 16 | |
| 若宮神社本殿 1 棟 | 建造物 | 昭和 | 57 | 11 | 30 | 若宮神社 |
| 平岡諏訪神社の石鳥居 1 基 | 建造物 | 昭和 | 61 | 9 | 1 | 平岡区 |
| 上市之瀬八幡神社本殿 1 棟 附棟札及び古材 | 建造物 | 平成 | 2 | 2 | 28 | 上市之瀬区 |
| 高尾徳見神社神楽殿 1 棟 | 建造物 | 平成 | 5 | 11 | 25 | 徳見神社 |
| 妙行寺の宝篋印塔 1 基 | 建造物 | 平成 | 7 | 2 | 23 | 体願山妙行寺 |
| 沢登六角堂 1 棟 | 建造物 | 平成 | 9 | 7 | 30 | 沢登区 |
| 長昌院の六地藏幢 1 基 | 建造物 | 平成 | 9 | 7 | 30 | 長昌院 |
| 妙了寺経堂及び輪蔵・傳大土像 1 棟 | 建造物 | 平成 | 12 | 3 | 17 | 高峯山 妙了寺 |
| 隆昌院の棧唐戸 | 工芸品 | 昭和 | 49 | 1 | 29 | 隆昌院 |
| 大日如来像 1 軀 | 工芸品 | 昭和 | 59 | 11 | 26 | 諏訪神社 |
| 東南湖八幡の御輿と神鈴 | 工芸品 | 昭和 | 60 | 3 | 30 | 東南湖八幡社 |
| 西川家土蔵の戸前口 1 面 | 工芸品 | 平成 | 4 | 10 | 19 | |
| 神部神社の算額 1 枚 | 工芸品 | 平成 | 5 | 3 | 28 | 神部神社 |
| 鑄造の金灯籠 1 基 | 工芸品 | 平成 | 10 | 2 | 2 | 南アルプス市 |
| 奈胡十郎義行の墓 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 42 | 10 | 1 | 東南湖区 |
| 遠光・光朝及び夫人の墓 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 42 | 10 | 1 | 秋山光朝公奉賛会 |
| 秋山光朝館跡 | 史 跡 | 昭和 | 44 | 11 | 13 | 秋山光朝公奉賛会 |
| 加賀美遠光館跡 | 史 跡 | 昭和 | 46 | 1 | 28 | 法善寺 |
| 十日市跡 | 史 跡 | 昭和 | 46 | 1 | 28 | 十日市場区 / 安養寺 |
| 五味国鼎の墓 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 46 | 1 | 28 | 泉能寺 |
| 広瀬中庵の墓 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 46 | 1 | 28 | 明行寺 |
| 辻嵐外の墓 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 49 | 1 | 29 | 成妙寺 |
| 塚原上村古墳 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 49 | 1 | 29 | |
| 鎌倉御所五郎丸の墓 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 51 | 3 | 1 | 野牛島区 |
| 五百住巨川の墓 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 51 | 3 | 1 | 豊光院 |
| 土屋惣蔵の墓 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 51 | 3 | 1 | 長盛院 |
| 五味可都里の墓跡 | 史 跡 | 昭和 | 53 | 4 | 5 | 泉能寺 |
| 松声堂址 | 史 跡 | 昭和 | 53 | 2 | 16 | 南アルプス市 |
| 須沢城跡 | 史 跡 | 昭和 | 55 | 9 | 24 | 西区 |
| 椿城跡 | 史 跡 | 昭和 | 56 | 4 | 1 | 上野区 |
| 宝篋印塔群 5 基 | 史 跡 | 昭和 | 58 | 1 | 1 | 長遠寺 |
| 六科丘古墳 1 基 | 史 跡 | 昭和 | 61 | 9 | 1 | 南アルプス市 |
| 小笠原長清公館跡 | 史 跡 | 昭和 | 62 | 7 | 1 | |
| 白山神社 | 史 跡 | 平成 | 15 | 2 | 14 | 白山神社 |
| おつき穴古墳 | 史 跡 | 平成 | 15 | 2 | 14 | 南アルプス市 |
| ロタコ (御勅使河原飛行場) 跡 3 号 掩体壕 1 基 | 史 跡 | 平成 | 20 | 4 | 17 | 南アルプス市 |
| 山県大弐作「熱海浴泉歌」 | 書 跡 | 平成 | 13 | 4 | 20 | 桃園神社 |
| 紙本墨書長盛院の大般若経 600 卷 | 書 跡 | 昭和 | 51 | 3 | 1 | 長盛院 |
| 遠光・光朝の木造 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 42 | 10 | 1 | 秋山光朝公奉賛会 |
| 木造寄木地藏菩薩立像 1 軀 附厨子 | 彫 刻 | 昭和 | 51 | 1 | 1 | 安養寺 |
| 西の神地藏 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 51 | 3 | 1 | 野牛島区 |
| 石丸地藏 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 51 | 3 | 1 | 榎原区 |
| 能蔵の石幢 1 基 | 彫 刻 | 昭和 | 51 | 3 | 1 | 野牛島区 |
| 木造毘沙門天立像 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 51 | 3 | 2 | 宝珠寺 |
| 本重寺 板本尊 | 彫 刻 | 昭和 | 52 | 11 | 22 | 本重寺 |
| 木造野中地藏菩薩坐像 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 52 | 11 | 22 | |
| 木造釈迦如来坐像 1 軀 | 彫 刻 | 昭和 | 58 | 1 | 1 | 長遠寺 |
| 伝曾我十郎木像伝虎御前木像 2 体 | 彫 刻 | 昭和 | 59 | 11 | 26 | 諏訪神社 |
| 能蔵池の碑 1 基 | 彫 刻 | 昭和 | 59 | 3 | 1 | 野牛島区 |
| 木造日蓮上人坐像 1 軀 | 彫 刻 | 平成 | 1 | 1 | 19 | 妙蓮寺 |
| 木造僧形八幡菩薩像 1 軀 | 彫 刻 | 平成 | 1 | 1 | 19 | 妙蓮寺 |
| 木造神功皇后坐像 1 軀 | 彫 刻 | 平成 | 1 | 1 | 19 | 妙蓮寺 |
| 伝嗣院の大日如来坐像 1 軀 | 彫 刻 | 平成 | 1 | 5 | 31 | 伝嗣院 |
| 木造阿弥陀如来坐像 1 軀 | 彫 刻 | 平成 | 20 | 4 | 17 | 隆円寺 |

| | | | | | | |
|-----------------------|-----|----|----|----|----|---------------|
| 木造十一面観音及毘沙門天、不動明王立像3軀 | 彫刻 | 平成 | 20 | 4 | 17 | 隆円寺 |
| 木造厨子入り地藏菩薩坐像1軀 | 彫刻 | 平成 | 20 | 4 | 17 | 法幢院 |
| 清水八幡の夫婦ケヤキ2樹 | 天然 | 昭和 | 42 | 10 | 1 | 清水区 |
| 秋山の多羅葉樹1樹 | 天然 | 昭和 | 42 | 10 | 1 | |
| 広誓院のカヤの木1樹 | 天然 | 昭和 | 44 | 11 | 13 | 広誓院 |
| 安藤家雷針の松1樹 | 天然 | 昭和 | 44 | 11 | 13 | 山梨県 |
| 不動寺の菩提樹1樹 | 天然 | 昭和 | 44 | 11 | 13 | 不動寺 |
| 法音寺の多羅葉樹1樹 | 天然 | 昭和 | 44 | 11 | 13 | 法音寺 |
| 本清寺のカヤの木1樹 | 天然 | 昭和 | 44 | 11 | 13 | 本清寺 |
| 成妙寺の松1樹 | 天然 | 昭和 | 49 | 1 | 29 | 成妙寺 |
| 鮎沢の御崎ジャクシン1樹 | 天然 | 昭和 | 49 | 1 | 29 | 鮎沢区1組 |
| 能蔵のエドヒガンザクラ1樹 | 天然 | 昭和 | 51 | 3 | 1 | 野牛島区 |
| 上市之瀬のイトザクラ1樹 | 天然 | 昭和 | 51 | 3 | 2 | 上市之瀬イトザクラ保存会 |
| 大城寺のケヤキ1樹 | 天然 | 昭和 | 53 | 2 | 16 | 大城寺 |
| 山寺八幡神社シラカシ林 | 天然 | 昭和 | 54 | 2 | 15 | 山寺八幡神社 |
| 沓沢山の神大桐1樹 | 天然 | 昭和 | 59 | 11 | 26 | 南アルプス市 |
| 水宮神社の社叢 | 天然 | 昭和 | 61 | 9 | 12 | 水宮神社 |
| 平岡のヤシヤブシ1樹 | 天然 | 昭和 | 61 | 9 | 1 | 平岡区 |
| 法善寺のサルズベリ1樹 | 天然 | 昭和 | 62 | 7 | 1 | 法善寺 |
| 曲輪田諏訪神社のエドヒガン1樹 | 天然 | 昭和 | 62 | 12 | 1 | 曲輪田諏訪神社 |
| 宗林寺のイロハモミジ1樹 | 天然 | 昭和 | 62 | 12 | 1 | 宗林寺 |
| 白根町のゴウマツ1株 | 天然 | 昭和 | 63 | 7 | 20 | |
| 隆昌院の多羅葉樹1樹 | 天然 | 平成 | 1 | 2 | 27 | 隆昌院 |
| 高尾徳見神社の大スギ1樹 | 天然 | 平成 | 5 | 11 | 25 | 徳見神社 |
| 江戸小紋染師 内田一雄 | 無形文 | 平成 | 4 | 3 | 21 | |
| 若宮八幡の神楽 | 無形民 | 昭和 | 44 | 11 | 13 | 古市場敬神会 |
| 巨摩八幡宮の太々神楽 | 無形民 | 昭和 | 46 | 1 | 28 | 巨摩八幡宮 |
| 西南湖の獅子舞 | 無形民 | 昭和 | 49 | 1 | 29 | 西南湖獅子舞保存会 |
| 十五所の甲州囃子 | 無形民 | 昭和 | 56 | 4 | 1 | 十五所甲州囃子保存会 |
| 山寺八幡神社の太々神楽 | 無形民 | 昭和 | 61 | 9 | 1 | 山寺八幡神社神楽部 |
| 高尾徳見神社の太々神楽 | 無形民 | 昭和 | 61 | 9 | 1 | 高尾徳見神社神楽会 |
| 曲輪田峰村小路の獅子舞 | 無形民 | 平成 | 3 | 12 | 25 | 曲輪田峰村小路獅子舞保存会 |
| 神部神社曳舟神事 | 無形民 | 平成 | 6 | 6 | 28 | 神部神社 |
| 懸腰山 | 名勝 | 昭和 | 49 | 1 | 29 | 本清寺 |
| 神明神社正徳四年再興棟札1枚 | 歴史 | 平成 | 14 | 11 | 12 | 神明神社 |

4. 国登録有形文化財

| 名称 | 種別 | 登録年月日 | | | | 所有者 管理者 |
|------------|-----|-------|----|---|----|------------|
| | | 元号 | 年 | 月 | 日 | |
| 芦安堰堤 | 建造物 | 平成 | 9 | 9 | 16 | 山梨県 |
| 松寿軒長崎1棟 | 建造物 | 平成 | 10 | 2 | 12 | |
| 村松家住宅主屋1棟 | 建造物 | 平成 | 15 | 2 | 26 | |
| 村松家住宅商家蔵1棟 | 建造物 | 平成 | 15 | 2 | 26 | |
| 村松家住宅文庫蔵1棟 | 建造物 | 平成 | 15 | 2 | 26 | |
| 村松家住宅厠1棟 | 建造物 | 平成 | 15 | 2 | 26 | |
| 芦澤家住宅主屋1棟 | 建造物 | 平成 | 20 | 3 | 19 | |
| 芦澤家住宅座敷蔵1棟 | 建造物 | 平成 | 20 | 3 | 19 | |

※種別略称：

考 古 = 考古資料 無形民 = 無形民俗文化財
 天 然 = 天然記念物 無形文 = 無形文化財
 特 天 = 特別天然記念物 歴 史 = 歴史資料

付編2 市文化財関係例規

○南アルプス市文化財保護条例

平成15年4月1日 条例第114号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、市内に所在する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で、法及び山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号)の規定により指定を受けたもの以外のものをいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、第2条に規定する文化財のうち重要なものを南アルプス市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめその文化財の所有者及び権原に基づく占有者(所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。)の申請に基づき又はその同意を得て行う。

3 指定文化財のうち無形文化財を指定するに当たっては、指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

(告示及び通知)

第5条 前条の規定による指定をしたときは、教育委員会は、その旨を告示し、かつ、所有者又は権原に基づく占有者若しくは保持者として認定しようとする者に通知しなければならない。

(解除)

第6条 教育委員会は、指定文化財がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は、解除されたものとする。

4 指定文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったとき又は山梨県文化財保護条例による指定があったときは、市の指定は、解除されたものとする。

(指定書及び認定書)

第7条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)を指定したときはその所有者に指定書を、指定無形文化財の保持者を認定したときは認定書を交付しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、前条の規定による解除の通知を受けたときは、速やかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者又は相続人は、前条の規定による解除の通知を受けたときは、速やかに認定書を教育委員会に返還しなければならない。

(管理義務及び責任者)

第8条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、これを管理しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 管理責任者については、第1項の規定を準用する。

(所有権の変更による権利義務の承継)

第9条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(現状変更の承認)

第10条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、その現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(届出)

第11条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者、占有者又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 所有者又は占有者が変更したとき。
- (2) 管理責任者を選任し、変更し、又は解任したとき。
- (3) 所有者、占有者又は管理責任者がその氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は所在地)を変更したとき。
- (4) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所在の場所を変更したとき。
- (5) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは亡失し、又は盗難にあったとき。

2 前項第1号から第3号までの場合にあっては、関係人の連署を必要とする。

3 指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、当該保持者又はその相続人は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(環境保全)

第12条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて、一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(標識等の設置)

第13条 教育委員会又は所有者は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の管理に必要な標識又は説明板、境界標その他の施設を設置するものとする。

(調査)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、指定文化財の現状又は修理の状況について報告を求めることができる。

(出品、公開等)

第15条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者又は管理責任者に対し、公開の用に供するために、その出品を勧告することができる。

2 教育委員会は、指定無形文化財の保持者に対し、その公開を勧告することが

できる。

- 3 前2項の規定による出品又は公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。
(補助金)

第16条 市長は、指定文化財の管理又は復旧のため多額の経費を要し、所有者又は保持者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の指定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として必要な事項につき指示するとともに、必要があると認めるときは、指揮監督することができる。
(補助金の返還)

第17条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けた者が補助の条件に違反したときその他特別の理由があると教育委員会が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
(文化財保護審議会の設置)

第18条 教育委員会に、南アルプス市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(任務)

第19条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の調査研究に当たり、その保存指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的な事項に関し必要と認める事項を建議する。

2 教育委員会は、次に掲げる事項について審議会に諮問しなければならない。

- (1) 文化財の指定及びその解除
- (2) 文化財の現状変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項
(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長)

第21条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める委員が、その職務を代理する。
(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八田村文化財保護条例(昭和48年八田村条例第9号)、白根町文化財保護条例(昭和51年白根町条例第12号)、芦安村文化財保護条例(昭和59年芦安村条例第12号)、若草町文化財保護条例(昭和45年若草町条例第15号)、櫛形町文化財保護条例(昭和47年櫛形町条例第15号)又は甲西町文化財保護条例(昭和41年甲西町条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月29日条例第15号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○南アルプス市文化財保護条例施行規則

平成15年4月1日 教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市文化財保護条例(平成15年南アルプス市条例第114号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(指定の同意手続)

第2条 条例第4条第2項の規定による指定のための同意については、文化財の所有者及び権原に基づく占有者が指定同意書(様式第1号)を南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出して行うものとする。
(指定書及び認定書の交付等)

第3条 教育委員会は、条例第4条第2項の規定により、所有者及び権原に基づく占有者から申請のあった場合は、その内容を審査し、指定及び認定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の指定について条例第5条及び第7条の規定により指定書(様式第2号)(認定書を含む。)を同意者に交付するものとする。

3 前項の指定書(認定書を含む。)を紛失し若しくは盗み取られ、又は滅失し若しくは破損した者は、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書を添え、指定書再交付申請書(様式第3号)により再交付を申請することができる。

(所有者又は占有者の変更の届出)

第4条 条例第11条第1項第1号の規定による所有者又は占有者の変更をしたときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を、その変更の生じた日から

14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所(名勝の場合は、地番、地目及び地積まで記入を要する。)
- (4) 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 新所有者の氏名又は名称及び住所
- (6) 変更の年月日
- (7) 変更の事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(管理責任者選任の届出)

第5条 条例第11条第1項第2号の規定による管理責任者を選任したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者の氏名及び住所
- (6) 管理責任者の職業及び年齢
- (7) 選任の年月日
- (8) 選任の理由
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(管理責任者の変更及び解任の届出)

第6条 条例第11条第1項第2号の規定による管理責任者を変更し、又は解任したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 管理責任者の氏名及び住所
- (5) 解任又は変更の年月日
- (6) 解任又は変更の事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称若しくは住所変更の届出)

第7条 条例第11条第1項第3号の規定による所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称若しくは住所を変更したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 変更前の氏名又は名称及び住所
- (5) 変更後の氏名又は名称及び住所
- (6) 変更の年月日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(所在の場所の変更の届出)

第8条 条例第11条第1項第4号の規定による所在の場所の変更をしようとするときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (5) 現在の所在の場所
- (6) 変更後の所在の場所
- (7) 変更しようとする年月日
- (8) 変更しようとする事由
- (9) 変更前の所在の場所に復することが明らかな場合は、その時期
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(土地の所在等の異動の届出)

第9条 条例第4条の規定による南アルプス市指定史跡名勝天然記念物の土地の所在等の異動の届出は、次に掲げる事項を記載して異動のあった日から20日以内に行わなければならない。

- (1) 史跡名勝天然記念物の別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合には、その氏名及び住所
- (6) 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- (7) 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(滅失又はき損等の届出)

第10条 条例第11条第1項第5号の規定による指定文化財の全部又は一部が滅失し若しくははき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を当該事項の発生又は発見後直ちに教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場ときには、その氏名及び住所

- (6) 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時及び場所
- (7) 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- (8) 滅失、き損等の原因及びき損の場合は、その箇所及び程度
- (9) 滅失、き損等の事実を知った日
- (10) 滅失、き損等の事実を知った後に採られた措置その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあっては、前項の規定による届出の際、写真、見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。
(保持者の氏名変更等による届出)

第11条 条例第11条第3項の規定による保持者が氏名若しくは住所を変更したとき、又は死亡したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を直ちに教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称
- (2) 指定年月日
- (3) 保持者の変更前の氏名、芸名、雅号等及び住所
- (4) 保持者の変更後の氏名、芸名、雅号等及び住所
- (5) 氏名、芸名、雅号等又は住所変更の年月日
- (6) 保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたときは、その容態
- (7) 死亡の場合は、死亡の年月日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(現状変更)

第12条 条例第10条の規定による指定文化財(指定無形文化財を除く。)の現状変更の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した現状変更承認申請書を教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
 - (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
 - (3) 所在の場所
 - (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
 - (5) 管理責任者のある場合は、その氏名及び住所
 - (6) 現状変更を必要とする理由
 - (7) 現状変更の内容及び実施方法
 - (8) 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - (9) 現状変更の着手及び終了の予定時期
 - (10) 現状変更に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (4) 管理責任者がある場合において承認申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
(現状及び修理の状況報告)

第13条 条例第14条の規定により教育委員会が指定文化財の現状及び修理の状況について報告を求めたときは、当該指定文化財の所有者又は管理責任者は、次に掲げる事項を記載した書面を指定期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (6) 修理を必要とした理由
- (7) 修理の内容及び方法
- (8) 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (9) 修理の着手及び終了の予定時期
- (10) 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(現状変更の終了届出)

第14条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の現状変更を条例第10条の規定により承認を得て変更したときは、その終了の日から14日以内に変更後の図面及びその写真を添えて教育委員会に届け出なければならない。
(補助金交付申請の手続)

第15条 条例第16条の規定により指定文化財の管理等について補助金を受けようとするときは、南アルプス市補助金等交付規則(平成15年南アルプス市規則第43号)の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別に定める申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者の氏名及び住所
- (6) 管理又は修理に補助金を必要とする理由
- (7) 管理又は修理の内容及び方法

- (8) 修理の場合は、着手及び終了の予定時期
- (9) 修理の場合は、その施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八田村文化財保護条例施行規則(昭和50年八田村教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

指定同意書【省略】

様式第2号(第3条関係)

指定書【省略】

指定書様式第3号(第3条関係)

指定書再交付申請書【省略】

○南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例

平成20年3月27日 条例第1号

(設置)

第1条 市が所有する重要文化財である旧安藤家住宅を公開し、ふるさとの文化に関する市民の知識を深め、もって市民文化の発展に寄与するため、重要文化財安藤家住宅(以下「安藤家住宅」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 安藤家住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 重要文化財安藤家住宅
位置 南アルプス市西南湖4302番地
(事業)

第3条 安藤家住宅は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域における歴史、民俗資料等の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 安藤家住宅の活用全般に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第1条に掲げる設置目的を達成するために必要な事業
(休館日)

第4条 安藤家住宅の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
- (2) 休日の翌日(この日が日曜日又は休日である場合を除く。)
- (3) 12月27日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、安藤家住宅の休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。
(開館時間)

第5条 安藤家住宅の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、入館時間は午後4時までとする。

2 前項の規程にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(観覧の承認)

第6条 安藤家住宅を観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者(以下「観覧者」という。)は、次の表に定める額の観覧料を納付しなければならない。

| 区分 | 観覧料 | |
|-------------|---------------|---------------|
| | 個人 (一人当たり) | 団体 (一人当たり) |
| 大学生・一般 | 300円 | 240円 |
| 小学生・中学生・高校生 | 100円 | 80円 |

備考

- 1 団体とは、20人以上をいう。
- 2 小学生未満は無料とする。

(施設の使用許可)

第7条 安藤家住宅の茶室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、安藤家住宅の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の表に定める額の使用料をあらかじめ納付しなければならない。

| 区分 | 使用料 |
|--------------|--------|
| 午前9時から正午まで | 1,000円 |
| 午後1時から午後4時まで | 1,000円 |

(観覧及び使用の制限)

第8条 教育委員会は、観覧者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、若しくは退館を命じ、又は使用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 安藤家住宅の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安藤家住宅の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会が指示した事項に違反したとき。
- (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、安藤家住宅の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(観覧料又は使用料の減免)

第10条 教育委員会は、教育委員会規則で定める基準により観覧料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料及び使用料の不還付)

第11条 既納の観覧料及び使用料は還付しない。ただし、市長は観覧者又は使用者の責めに帰さない理由により観覧又は使用することが出来なくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 故意又は過失により施設又は設備を汚染し若しくは破損した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例施行規則

平成20年3月18日 教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例(平成20年南アルプス市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧の承認)

第2条 条例第6条第1項の承認は、観覧券の交付があったときに行われたものとする。

(観覧料の納付)

第3条 観覧料の納付は、観覧券の交付の際、現金をもって行うものとする。

(使用の申込み)

第4条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、使用期日の10日前までに安藤家住宅施設使用申請書(様式第1号)を南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その許可を受けるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により使用を許可したときは、当該申請者に対し、安藤家住宅施設使用許可書(様式第2号)を交付しなければならない。

3 第1項の規定により使用の許可を受けた者は、申請書の内容を変更しようとするときは、速やかに安藤家住宅施設使用変更申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(観覧料又は使用料の減免)

第5条 条例第10条の規定で定める観覧料の減免の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎週土曜日において、市内外の小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒が観覧するとき。100分の100
- (2) 市内小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒並びに引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。100分の100
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けている者が観覧するとき。100分の100
- (4) 前号に掲げる者1人につき介護者1人が観覧するとき。100分の100
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 条例第10条の規定で定める使用料の減免の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が共催の事業のとき。100分の100
 - (2) 市又は教育委員会が後援の事業のとき。100分の50
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。
- 3 第1項第2号及び第5号に該当する場合の観覧料又は前項各号に該当する使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ安藤家住宅観覧料・使用料減免申請書(様式第4号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により減免を許可したときは、当該申請者に対し、安藤家住宅観覧料・使用料減免許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(遵守事項等)

第6条 観覧者及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 観覧するとき又は施設若しくは設備を使用するときは、係員の指示に従うこと。
- (2) 使用の許可を受けた目的以外に施設及び設備を使用しないこと。
- (3) 施設又は設備のき損及び汚損の防止に努めること。
- (4) 教育委員会が主催する行事等以外に、専ら営利を目的とする事業に重要文化財安藤家住宅(以下「安藤家住宅」という。)の名称及び施設を利用しないこと。ただし、映画・ドラマ等の撮影において、山梨県フィルムコミッションを経由し市の許可を受けて撮影を行う場合は除く。
- (5) 参加料等を徴する場合については、利益を生まないこととし、教育委員会に収支予算書・収支決算書を提出すること。
- (6) 酒宴又はそれに類する行為を行わないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、安藤家住宅の秩序の維持について教育委員会が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(安藤家住宅協議会)

第7条 安藤家住宅に安藤家住宅協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、10人以内の委員をもって組織し、教育委員会がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、安藤家住宅の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

安藤家住宅施設使用申請書【省略】

様式第2号(第4条関係)

安藤家住宅施設使用許可書【省略】

様式第3号(第4条関係)

安藤家住宅施設使用変更申請書【省略】

様式第4号(第5条関係)

安藤家住宅観覧料・使用料減免申請書【省略】

様式第5号(第5条関係)

安藤家住宅観覧料・使用料減免許可書【省略】

○山梨県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う場合の許可等の事務処理要綱

平成17年3月25日 教育委員会告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号。以下「県条例」という。)及び山梨県文化財保護条例施行規則(昭和51年山梨県教育委員会規則第8号)に基づく事務のうち、山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年山梨県条例第49号)により、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が処理することとされた事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県指定有形文化財の現状変更許可)

第2条 県条例第14条第1項の定めによる許可を与える場合において、有形文化財にき損のおそれがある場合はこれを許可することができない。

(県指定有形文化財の現状変更等の指示等)

第3条 県条例第14条第3項の規定による同条第1項の定めにより許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する必要な指示(金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 型取りの前に有形文化財の所有者に対して複製品の製作の趣旨、型取りの方法及び使用後の処理について説明し、承諾を得ること。
- (2) 型取りに際し、技師、学芸員等の専門家の立合いを求めること。
- (3) 型取りの実施は、有形文化財が保管されている場所で行うこと。
- (4) 同一の有形文化財について、複数の複製品を必要とする場合は、同一の型より製作すること。
- (5) 次に掲げる有形文化財については、型取りの前に修理ないし強化修理等を行うこと。
 - ア 金属製品である有形文化財であって、次に掲げるもの
 - (ア) 表面仕上げや錆等に剥離が認められるもの
 - (イ) 考古資料のうち錆の進行が著しく、脆弱になったもの
 - イ 石製品及び土製品(陶磁器を含む。)である有形文化財であって、次

に掲げるもの

- (ア) 形状が複雑なもの
- (イ) 本体部に劣化が認められるもの
- (ウ) 本体部の表面に剥離が認められるもの
- (エ) 表面仕上げ(顔料・釉薬等)に剥離が認められるもの
- (オ) 接合部の劣化が認められるもの
- (カ) 彫刻のうち塑像
- (キ) 陶磁器のうち修理歴があるもの

(県指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可)

第4条 県条例第34条第1項の定めによる許可を与える場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をすることができない。

- (1) 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。
- (2) 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。
- (3) 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に著しい影響を与えるおそれがある場合。

第5条 第2条及び前条の規定による文化財の現状変更の許可を受けようとする者は、文化財現状変更許可申請書(別紙)を現状変更をしようとする20日前までに教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

別紙

文化財現状変更申請書【省略】

○南アルプス市文化財保存事業補助金交付要綱

平成17年1月10日 教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に所在する文化財の管理又は復旧(以下「保存」という。)に資すると認めた事務又は事業(以下「補助事業」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市文化財保護条例(平成17年南アルプス市条例第114号。以下「条例」という。)、南アルプス市文化財保護条例施行規則(平成17年南アルプス市教育委員会規則第32号。以下「条例施行規則」という。)及び南アルプス市補助金等交付規則(平成15年南アルプス市規則第43号。以下「交付規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
 (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定又は登録を受けたもの
 (2) 山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号)の規定により指定を受けたもの
 (3) 条例第4条第1項の規定により南アルプス市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の指定を受けたもの
 (交付の対象)

第3条 補助金は、文化財の所有者、保持者又は管理者が、文化財の保存のため実施する事業に要する経費に対して交付するものとし、その事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国から文化財の保存のため国庫補助金を交付された事業
- (2) 山梨県から文化財の保存のため県費補助金を交付された事業
- (3) 指定文化財の保存のため条例第16条第1項に定める事情があると認められる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化財の保護のため市長が特に必要と認める事業
 (補助対象経費及び交付基準)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化財の保存、修理又は復旧に要する経費
- (2) 文化財の防災施設設備の設置又は保守点検に要する経費
- (3) 文化財の公開又は管理に要する経費
- (4) 文化財の保護のため市長が必要と認める経費

2 補助金の交付の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当する事業にあっては、国庫補助又は県費補助の算定基礎となった経費から国庫補助金又は県費補助金を差し引いた額の2分の1以内の額
- (2) 前条第3号及び第4号の事業に該当する事業にあっては、補助対象経費の2分の1以内の額
 (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付規則第3条に規定する申請書に条例施行規則第15条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第6条 市長は、交付規則第8条に規定する実績報告の審査等により補助金の交付の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。
 (その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、文化財保存事業費補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

○南アルプス市指定文化財管理報償金交付規程

平成17年1月13日教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市内に所在する指定文化財の維持管理及び活用の向上等に要する経費に対し交付する管理報償金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「指定文化財」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)、山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号)又は南アルプス市文化財保護条例(平成15年南アルプス市条例第114号)の規定により指定を受けたものをいう。

(交付対象者の義務)

第3条 管理報償金交付の対象となる者は、この訓令に従うとともに、文化財に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い適正な指定文化財の保護に努めなければならない。

(交付対象)

第4条 管理報償金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

| 種別 | 対象経費 |
|-----------|--|
| 有形文化財 | 看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費 |
| 無形文化財 | 行事費その他団体の活動に必要な経費 |
| 民俗文化財 | 看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費、行事費その他団体の活動に必要な経費 |
| 史跡名勝天然記念物 | 看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費 |

2 新たに指定された指定文化財については、その指定日の翌年度から交付の対象とする。

(交付対象者)

第5条 管理報償金交付の対象となる者は、指定文化財の所有者、保持者若しくは指定文化財を日常的に管理している個人又は団体(以下「管理者」という。)とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 国又は地方公共団体が管理者であるとき。
- (2) 管理者が入場料等を徴収しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき。

(報償金額)

第6条 管理報償金は、年度ごとに交付するものとし、その額は、次のとおりとする。

| 種別 | 国指定 | 県・市指定 |
|------------------|---------|---------|
| 有形文化財 建造物・木造物 | 20,000円 | 10,000円 |
| 石造物 | 10,000円 | 5,000円 |
| 美術工芸品 | 8,000円 | 4,000円 |
| 無形文化財 | 8,000円 | 4,000円 |
| 民俗文化財 | 30,000円 | 15,000円 |
| 史跡名勝記念物 | 20,000円 | 10,000円 |

(交付の通知)

第7条 教育委員会は、管理報償金の交付決定をしたときは、指定文化財管理報償金交付決定通知書(様式第1号)により、速やかに交付金額及び交付条件を管理者に通知するものとする。

(管理報償金の請求)

第8条 管理者は、前条の通知内容に異議のないときは、指定文化財管理報償金請求書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。
 (報償金の返還)

第9条 教育委員会は、管理報償金の交付を受けた管理者が第3条の規定に違反したとき、その他特別の理由があると認めるときは、当該管理報償金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 (その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

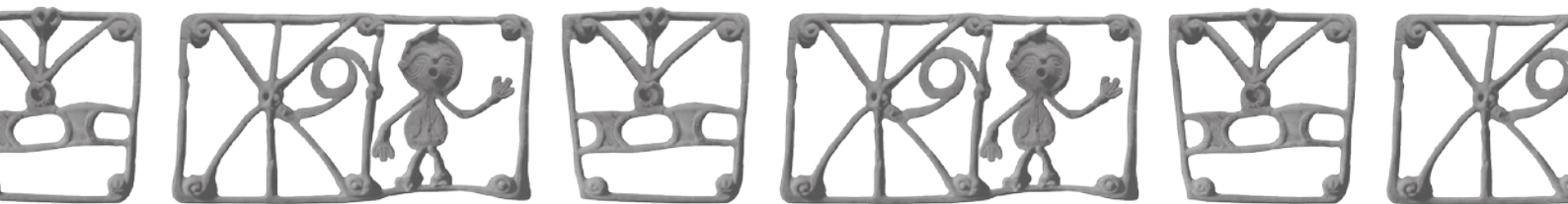
この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

指定文化財管理報償金交付決定通知書【省略】

様式第2号(第8条関係)

指定文化財管理報償金請求書【省略】



山梨県南アルプス市
文化財年報 — 平成21年度 —

発行日 2010年3月31日
編集 南アルプス市教育委員会 文化財課
〒400-0492 南アルプス市鮎沢1212
電話番号055-282-7269

発行 南アルプス市教育委員会
印刷 (株) サンニチ印刷

表紙・裏表紙のデザインは、鑄物師屋遺跡出土の有孔鏝付土器の展開写真(小川忠博氏撮影)を元に作成

